

令和8年度浦安市教育委員会7月定例会

I	日	時	令和8年7月2日（木）	午後3時00分
II	場	所	市役所9階	第1委員会室
III	開	会		
IV	閉	会		

<本日の案件>

第1. 会議録の承認

1. 令和8年度浦安市教育委員会5月定例会会議録の承認について

第2. 教育長からの一般報告

第3. 審議事項

議案第1号	令和8年度学校地域連携運営協議会委員の委嘱について（追加）	…	1
	／学務課		
議案第2号	浦安市青少年センター運営協議会委員の委嘱について	…	3
	／青少年センター		
議案第3号	浦安市文化財審議会委員の委嘱について／郷土博物館	…	5
陳情第1号	「旧楽花苑」汚水処理場跡地利用に関する陳情について	…	別紙
	／教育センター（資料当日配布）		

第4. 協議事項

1. 浦安市子ども読書活動推進計画（第四次）について／中央図書館	…	1
----------------------------------	---	---

第5. 報告事項

1. 教育委員会共催・後援行事一覧／教育総務課	…	1
2. 教育長が臨時代理した事項について／保健体育安全課	…	5
3. 令和8年度浦安市児童生徒科学作品展について／指導課	…	7
4. 令和8年度教育実践事例発表会について／指導課	…	9
5. 令和8年度第46回浦安市小・中学校音楽鑑賞教室実施報告／指導課	…	13
6. (仮称) いちょう学級第3について／教育センター(資料当日配布)	…	別紙
7. 第45回浦安市小学校陸上競技大会実施結果／保健体育安全課	…	17
8. うらやす弦楽器体験会2026開催案内／生涯学習課	…	19
9. 第46回浦安市美術展開催案内／生涯学習課	…	21
10. 浦安アートプロジェクト「浦安藝大」笑顔になる木ワークショップ開催報告 ／生涯学習課	…	23
11. 浦安アートプロジェクト「浦安藝大」わたしの体のタイルパレット開催報告 ／生涯学習課	…	25
12. 浦安アートプロジェクト「浦安藝大」空想きんぎょワークショップ開催案内 ／生涯学習課	…	27

13. 令和7年度企画展「浦安の大衆芸能」開催報告／郷土博物館	…	29
14. 令和8年度夏休み企画展「もっと知りたいふるさと浦安」開催案内 ／郷土博物館	…	33

第6. 教育委員からの一般報告

第7. その他

議 案 第 1 号

令和8年度学校地域連携運営協議会委員の委嘱について（追加）

学校地域連携運営協議会委員に別紙の者を委嘱する。

令和8年7月2日提出

浦安市教育委員会教育長 船 橋 紀美江

提 案 理 由

浦安市学校運営協議会の設置等に関する規則第6条第1項の規定により、令和8年度の学校地域連携運営協議会委員を委嘱するものである。

令和 8 年度 学校地域連携運営協議会委員（小中学校）

新規

学校名	No	氏 名	委員区分
浦安市立美浜北小学校	1	伊藤 祐子	学識経験を有する者

任期 令和 8 年 7 月 2 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第2号

浦安市青少年センター運営協議会委員の委嘱について

浦安市青少年センター運営協議会委員に別紙の者を委嘱する。

令和8年7月2日提出

浦安市教育委員会教育長 船 橋 紀美江

提案理由

浦安市青少年センター運営協議会委員の任期満了に伴い、浦安市青少年センター設置条例第6条の規定により委嘱するものである。

浦安市青少年センター運営協議会委員

氏 名	住 所	所 属 等
水野 道子	市川市東大和田二丁目	市川児童相談所
毎田 久子	浦安市東野一丁目	浦安市民生委員児童委員協議会
西脇 妙子	浦安市北栄二丁目	浦安市青少年相談員連絡協議会
大滝 美佳	浦安市高洲五丁目	浦安市青少年補導員連絡協議会
村上 陽子	浦安市日の出三丁目	浦安市小中学校校長会（日の出中）
鈴木 明美	浦安市高洲四丁目	浦安市小中学校校長会（高洲小）
佐々木 剛	浦安市猫実四丁目	浦安市立小中学校 PTA 連絡協議会
牧之瀬 太	浦安市海楽二丁目	千葉県立浦安高等学校
山 村 英	浦安市美浜五丁目	浦安警察署
永 井 通	浦安市猫実一丁目	浦安市自治会連合会
毎田 潤子	浦安市東野一丁目	浦安市保護司連絡協議会

任 期 ： 令和 8 年 7 月 10 日～令和 10 年 7 月 9 日

参考資料（議案第 2 号）

浦安市青少年センター運営協議会委員

○新任 11 名

NO	氏 名	区 分	所属団体
1	水 野 道 子	児童福祉関係者	市川児童相談所
2	毎 田 久 子	児童福祉関係者	浦安市民生委員児童委員協議会
3	西 脇 妙 子	児童福祉関係者	浦安市青少年相談員連絡協議会
4	大 滝 美 佳	児童福祉関係者	浦安市青少年補導員連絡協議会
5	村 上 陽 子	学校関係者	浦安市小中学校校長会(日の出中学校長)
6	鈴 木 明 美	学校関係者	浦安市小中学校校長会(高洲小学校長)
7	佐 々 木 剛	学校関係者	浦安市立小中学校 P T A 連絡協議会
8	牧之瀬 太	学校関係者	千葉県立浦安高等学校
9	山 村 英	警察関係者	浦安警察署
10	永 井 通	学識経験者	浦安市自治会連合会
11	毎 田 潤 子	その他関係行政機関及び団体の代表者	浦安市保護司連絡協議会

任期：令和 8 年 7 月 10 日から令和 10 年 7 月 9 日まで

参考

〔委嘱根拠〕 浦安市青少年センター設置条例及び同施行規則

〔浦安市青少年センター運営協議会〕

条例第 5 条 青少年センターの適切な運営を図るため、浦安市青少年センター運営協議会を置く。

（委 員）

条例第 6 条 運営協議会は、委員 11 人以内をもって組織する。

3. 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（運営協議会委員）

規則第 2 条 条例第 5 条に規定する浦安市青少年センター運営協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから浦安市教育委員会が委嘱する。

- (1) 児童福祉関係者
- (2) 学校関係者
- (3) 警察関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他関係行政機関及び団体の代表者

議 案 第 3 号

浦安市文化財審議会委員の委嘱について

浦安市文化財審議会委員に別紙の者を委嘱する。

令和8年7月2日提出

浦安市教育委員会教育長 船 橋 紀美江

提 案 理 由

浦安市文化財審議会委員の任期満了に伴い、浦安市文化財審議会条例第4条の規定により委嘱するものである。

浦安市文化財審議会委員

	氏 名	区 分	所 属 等	新・再任
1	菅 根 幸 裕	学識経験者	千葉経済大学 経済学部教授	再任
2	穎 原 澄 子	学識経験者	千葉大学大学院 工学研究科 教授	再任
3	中 山 高 樹	文化財及び郷土に深い 関心を有する者 (都市開発)	元浦安市職員	再任
4	今 井 弘	文化財及び郷土に深い 関心を有する者 (美術関係)	元浦安市立小学校教員	再任
5	泉 澤 佐江子	文化財及び郷土に深い 関心を有する者 (文化・歴史)	浦安お洒落保存会	再任
6	大 石 隆 介	学識経験者	明海大学 経済学部教授	再任
7	宇田川 雄 司	文化財及び郷土に深い 関心を有する者 (郷土)	猫実三丁目自治会長	新任

任 期：令和8年7月16日から令和10年7月15日まで

令和8年度 浦安市文化財審議会委員名簿

○新規委嘱 7名

N0	氏 名	区分	所属等
1	菅 根 幸 裕	学識経験者	千葉経済大学 経済学部教授
2	颯 原 澄 子	学識経験者	千葉大学大学院 工学研究科教授
3	中 山 高 樹	文化財及び郷土に深い 関心を有する者 (都市開発)	元浦安市職員
4	今 井 弘	文化財及び郷土に深い 関心を有する者 (美術関係)	元浦安市立小学校教員
5	泉 澤 佐江子	文化財及び郷土に深い 関心を有する者 (文化・歴史)	浦安お洒落保存会
6	大 石 隆 介	学識経験者	明海大学 経済学部教授
7	宇田川 雄 司	文化財及び郷土に深い 関心を有する者 (郷土)	猫実三丁目自治会長

＜任 期＞ 令和8年7月16日から令和10年7月15日まで

〔委嘱根拠〕

浦安市文化財審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、浦安市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に浦安市文化財審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第3条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、文化財及び郷土に深い関心を有し、かつ、学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

陳 情 第 1 号

「旧楽花苑」汚水処理場跡地利用に関する陳情について

「旧楽花苑」汚水処理場跡地利用に関する陳情について採決を求める。

令和8年7月2日提出

浦安市教育委員会教育長 船 橋 紀美江

提 案 理 由

コモンシティ浦安自治会から陳情があった「旧楽花苑」汚水処理場跡地利用に関する陳情書について、浦安市教育委員会の権限事務を教育長に委任する事務委任規則第2条第18号の規定により、審議のうえ採決を求めるものである。

コモンシティ浦安自治会

会長

連絡先:

陳 情 書

1. 件名

「旧楽花苑」汚水処理場跡地利用（以下、跡地利用）に関する陳情について

2. 陳情趣旨

平素より市政運営及び教育行政の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、現在コモンシティ浦安地区において、跡地利用について地域住民の

生活環境、通行安全、防災面等への影響を懸念する声が寄せられております。

つきましては、地域住民が安心して生活できる住環境の維持及び安全確保の観点から、

下記の事項についてご配慮いただきたく、ここに陳情申し上げます。

3. 背景・現状

現在、当該跡地につきましては「いちよう学級第3の整備」としての活用が検討されております。

コモンシティ浦安自治会は、これまで中立の立場を貫いており、市/教育委員会は住民に対し説明やアンケートを実施してまいりました。

しかしながら、地域住民に対する説明や情報共有については、なお十分な理解に至っていないと認識しております。

自治会としては、中立の姿勢は不変ですが、住民の皆さまの意見・要望が一本化されていないのが実情です。このままですと自治会及び市/教育委員会に対する不信感が醸成されることが懸念されます。

こうした実情を踏まえ、この度自治会主催で全住民に対し、アンケートを実施しました。結果は、要望のみならず、そもそも跡地利用に反対、自治会のアンケート実施に反対の署名運動がありました。

また、施設利用に伴う交通動線、周辺道路の安全性、生活環境への影響等についても地域住民から不安や懸念の声が寄せられております。

加えて、災害時対応や地域防災機能との連携につきましても、地域として最重要課題の一つであると考えております。（添付資料）

アンケートの結果には、様々な意見が含まれておりますが、自治会としては特にお願いしたい事項を、次のとおり取り纏めました。

4. 陳情事項

(1) 跡地利用計画に関し、地域住民への丁寧かつ十分な説明及び情報提供を行っていただきたいこと。

(2) 地域住民の意見及び生活環境への影響等を十分踏まえた上で、ご判断いただき

たいこと。

- (3) 今後も必要に応じ、地域住民との建設的な協議及び意見交換の場を設けて
いただきたいこと。
- (4) これまでのアンケート及び説明会において寄せられた意見・質問事項について、
適切な回答及び説明をお願いしたいこと。
- (5) 今後、跡地利用に反対の方々へ、対面方式で説明を検討していただきたいこと。
- (6) 主な要望事項（このまま跡地利用の計画が進んだ場合）
 - ・施設の主たる出入口については、住宅地側ではなく、幹線道路側等への設置を
ご検討いただきたいこと。
 - ・通行安全確保の観点から必要な安全対策をご検討いただきたいこと。
 - ・現在、コモンシティ浦安の防災備蓄品や防災資材が複数箇所に分散保管されており、
維持管理上、大きな負担となっていることから、防災機能及び管理効率向上の
観点より、可能な範囲での集約についてご検討いただきたいこと。
 - ・併せて、当該敷地について、災害時における地域避難機能への活用についても
ご配慮いただきたいこと。

5.結び

自治会実施のアンケートにおいては、本件跡地利用に対し、慎重な意見や懸念を示す
住民の声も寄せられております。地域住民が安全・安心して生活できる環境維持のため、
何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

今後とも地域と行政との相互理解のもと、より良いまちづくりが進められることを
願っております。

5月5日回収アンケートの件

◎ 回収アンケートは24軒あり内容は以下のとおりに分類させていただきました。

要望

単位：軒

1	市の説明が足りない	14軒	①②③
2	4項目に加えての要望	4軒	④⑤⑥⑦
3	自治会への要望	1軒	③
4	反対意見	7軒	⑨

①	説明会の実施	9
②	浦安市窓口の設置	1
③	決定プロセスに問題あり	4
④	旧落花円内の樹木を残す	2
⑤	いちょう学級運営に対する要望	1
⑥	工事の騒音振動	1
⑦	一般市民も使える施設にしてほしい	1
⑧	自治会に対する意見要望	1
⑨	建設反対（反対署名と重なる）	7

◎ アンケート以外に自治会への反対の署名が60軒（総数81）ありました。

1	署名運動に反対	2軒
2	ドックランにしたかどうか	1軒
3	用紙に署名のみ	43軒
4	反対意見有り	14軒

反対意見

①	出入り口の設定が不明
②	駐車場の設置が心配
③	土地（場所）の選定理由が不明
④	現存の他施設を利用すべき
⑤	賛否は役員会に一任していない
⑥	地区計画条例違反である
⑦	決定までのプロセスが不透明
⑧	児童10人に対し、5億円はかかりすぎ
⑨	土地譲渡時の経緯から不適當
⑩	いちょう学級そのものに反対
⑪	ボタンの掛違いとはどういうことか
⑫	人数に合わせた他施設を設けるべき
⑬	住宅地を車が通るようになる
⑭	住民ともっと話し合いを
⑮	汚水処理場跡地なので地盤調査を

別添資料（陳情第1号）

（仮称）いちょう学級第3の整備事業に関する経緯について

令和7年8月・9月・11月

コモンシティ浦安自治会役員、同地区まちづくり検討会委員、自治会自主防災組織委員、同地区こども会役員及び会員を対象に（仮称）いちょう学級第3整備計画について説明

令和7年11月

一部の地域住民から、当該地の土地利用について、住民の意向を反映すべきとの意見が示されたため、コモンシティ浦安の住民を対象に「土地利用に関するアンケート調査」を実施

（配付対象434世帯、回答数168世帯 回収率約39%）

○アンケート調査の結果

土地利用について

- ・意見がある 約49%（83件）
- ・市に任せる・特にない 約50%（84件）

※意見があると回答した人のうち（仮称）いちょう学級第3の整備については反対との意思を示した人は約19%（83件のうち16件）

令和7年12月

アンケート結果をコモンシティ浦安の住民に配付

- ・東野污水处理場跡地「旧楽花苑」の活用について

令和8年1月

コモンシティ浦安の住民を対象に説明会を実施

- ・アンケート結果について
- ・浦安市の不登校の現状といちょう学級について
- ・いちょう学級第3施設の整備について

※一部住民からいちょう学級第3整備について強硬な反対意見が示される。

令和8年2月

浦安市ホームページに説明会資料及び質問についての回答を掲載

令和 8 年 3 月

説明会で出された意見も踏まえ改めて協議したうえで当該施設の整備を進めていくこととした。

令和 8 年 4 月

「(仮称) いちよう学級第 3 の整備について」をコモンシティ浦安の住民に配付し、施設の整備を進める事を周知。

令和 8 年 5 月

コモンシティ浦安自治会の要望に応え、住民説明会で出された意見に対する回答をコモンシティ浦安の住民に配付
浦安市ホームページに意見についての回答を掲載

令和 8 年 5 月 27 日

コモンシティ浦安自治会会長名で市長及び教育長宛に陳情書が提出される。

○陳情の主な内容

- ・整備にあたる丁寧な説明
- ・住民意見を十分に踏まえた上での判断
- ・地域住民との建設的な協議及び意見交換の場の設定
- ・アンケート及び説明会での意見・質問に対する適切な回答及び説明
- ・跡地利用に反対の方々への対面での説明
- ・計画を進めた場合の配慮してほしい事項
- ・本件跡地利用について慎重な意見や懸念を示す声について配慮

○反対の署名に関する情報

- ・ 60 軒(総数 81)が反対に署名していること
- ・ 特に計画地近隣の住民の多くが反対していること

なお、陳情書には「このまま事業を進めることで地域住民から自治会や市及び教育委員会に対する不信感が醸成される状況が懸念される」との記載があった。

第4．協議事項

1．浦安市子ども読書活動推進計画（第四次）について

中央図書館

標記の件について、以下の資料を配布します。

1．浦安市子ども読書活動推進計画（第四次）（案）

(案)

浦安市子ども読書活動推進計画 (第四次)

令和8年(2026年) 月
浦安市教育委員会

目 次

第 1 章	子どもの読書活動推進の理念と計画の概要	1
1	子どもの読書活動と読書活動推進の理念	1
2	計画策定の背景	1
	（1）国の動き	1
	（2）千葉県の動き	2
	（3）浦安市の動き	2
3	計画策定の目的	3
4	計画の対象と期間	3
5	計画の位置づけ	3
第 2 章	浦安市の子どもの読書活動の状況	5
1	読書活動等の現状	5
2	家庭における読書活動等の現状	11
3	「浦安市子ども読書活動推進計画（第三次）」の成果と課題	16
	（1）成果	16
	（2）課題	22
第 3 章	「浦安市子ども読書活動推進計画（第四次）」の基本方針	24
1	基本方針	24
2	計画の推進体制	24
第 4 章	計画推進のための具体的方策	25
	基本方針 1 すべての子どもへの継続した読書機会の提供	25
	基本方針 2 読書環境の整備と充実	26
	基本方針 3 読書への理解と関心を深める取組	28
	子どもの読書活動に係る目標値と参考指標	30
	用語解説	32
	資料編	35
1	「子どもの読書活動の推進に関する法律」	36
2	「浦安市子ども読書活動推進計画（第四次）」策定委員会設置要綱	38

第1章 子どもの読書活動推進の理念と計画の概要

1 子どもの読書活動と読書活動推進の理念

子どもにとって読書は、言葉を学び、想像力を養い、様々な知識を得て、社会の中で生きていく力を身に付けるために大切なものです。子どもは、本の中で主人公とともにいろいろな人物や世界と出会い、たくさんの体験をし、多様な考えや生き方があることを知ります。また、幅広い分野の本に触れることにより、自分で学ぶことの楽しさを知り、探究心や創造力を育んでいきます。

読書は、読んだ本の数で評価されるべきものではありません。本を介して人と繋がること、そしてまた、物語に夢中になったり知ることの喜びを感じたりするような、幸せな読書体験を得ることが、子どもの生きる力となります。

平成13年（2001年）施行の「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、すべての子どもがあらゆる機会と場所において、自主的に読書活動ができるよう、国や地方公共団体は、そのための環境整備を積極的に推進していくことが定められました。

本市の子ども読書活動推進計画では、子どもが健やかで豊かな読書体験を得られるように、様々な環境での読書活動を推進していきます。

2 計画策定の背景

（1）国の動き

国は、子どもの読書活動を推進するため、平成13年（2001年）12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行し、4月23日を「子ども読書の日」※①とすることを定めました。また、同法に基づき策定された「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」において、概ね5年間の施策の基本方針と具体的方策が示されてきました。令和5年（2023年）3月には、「第五次子どもの読書活動に関する基本的な計画」を策定し、「不読率の低減」「多様な子どもたちの読書機会の確保」「デジタル社会に対応した読書環境の整備」「子どもの視点に立った読書活動の推進」の4つを基本方針に掲げています。

平成20年（2008年）に図書館法が改正され、平成24年（2012年）には「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が改正され、子どもの読書活動に関連する法制上の整備がなされました。

学校図書館の環境整備に関しては、平成26年（2014年）に「学校図書館法」の改正による学校司書※②の法制化に伴い、学校司書の配置が進められました。平成28年（2016年）には、「学校図書館ガイドライン」「学校司書のモデルカリキュラム」が文部科学省から提示されました。令和4年（2022年）1月には、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」が策定され、学校図書館の計画的な図書の更新、学校司書の配置など、子どもの読書環境を

取り巻く情勢も変化してきました。

令和元年（2019 年）6 月には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行、令和 2 年（2020 年）7 月には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」が策定され、障害の有無に関わらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けた、視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律上の整備がなされました。

（２）千葉県動き

千葉県は、平成 15 年（2003 年）3 月に「千葉県子どもの読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書環境の整備等に取り組み、平成 19 年（2007 年）7 月策定の「千葉県教育の戦略的なビジョン」においても、基本テーマの一つである「充実した人生を送るための学ぶ意欲・学ぶ力の向上」の中で、子どもの発達段階に応じた読書活動を推進してきました。

平成 22 年（2010 年）3 月には、「千葉県子どもの読書活動推進計画（第二次）」を策定し、平成 22 年（2010 年）3 月策定の「千葉県教育振興基本計画」とともに、乳幼児期からの読書活動の推進と、子どもが自主的に読書に親しむことができる環境の整備を進めてきました。

その後、平成 27 年（2015 年）3 月には、「千葉県子どもの読書活動推進計画（第三次）」、令和 2 年（2020 年）2 月には、「千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）」、令和 7 年（2025 年）10 月には、「千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次）」を策定し、社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の推進として、「不読率の低減」「子どもの視点に立った読書活動の推進」、読書環境の整備と連携体制の構築として、「多様な子どもたちの読書機会の確保」「デジタル社会に対応した読書環境の整備」等の基本方針を掲げています。

令和 7 年（2025 年）3 月策定の「第四期千葉県教育振興基本計画」では、「読書県ちば」を推進するため、読書環境の整備に向けた様々な取組が進められています。

（３）浦安市動き

浦安市は、市立図書館を中心として、読書の振興を図る様々な活動をしてきました。

また、市立小中学校では、平成 4 年度（1992 年度）より順次、学校司書を配置し、学校図書館を活用した様々な活動を充実させてきました。

国や県の子どもの読書活動推進の動きに伴い、市は平成 21 年（2009 年）8 月に「浦安市子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭・地域・学校の連携の推進と、子どもが読書に親しむ機会の提供等に努めました。以降、平成 26 年（2014 年）4 月には、「浦安市子ども読書活動推進計画（第二次）」、令和 2 年（2020 年）9 月には、「浦安市子ども読書活動推進計画（第三次）」を策定し、関係部署が連携しながら、子どもの読書活動推進に取り組んできました。

平成 22 年（2010 年）11 月には、「浦安市教育ビジョン」の中で、目指す子ども像実現の施策の一つとして「浦安市子ども読書活動推進事業」が位置付けられました。

平成 25 年（2013 年）3 月の「浦安市生涯学習推進計画」においては、施策の体系に「家

庭における子どもの読書活動の支援」と「子どもの読書環境の整備」を明記するとともに、推進内容を示しました。

令和2年（2020年）3月策定の「第2次浦安市生涯学習推進計画」では、施策の一つである「多様な学習ニーズに応える学習機会の充実」の中で、子どもの読書活動推進についての取組を進めています。

令和2年（2020年）3月策定の「浦安市学校教育推進計画（前期）」では、基本施策「学びの基礎づくり」に「読書活動の推進」を、「情操教育の推進」「教育活動を通じた豊かな人間関係づくり」に、「浦安市子ども読書活動推進事業」を位置付け、学校教育における読書活動の推進が図られました。

令和7年（2025年）3月策定の「浦安市学校教育推進計画（後期）」では、基本施策「学びの基礎づくり」に、「メディアセンター※③の整備・活用」が追加されました。学校図書館の学習・情報センターとしての機能の充実を図りながら、読書に親しめる場所として、環境整備を推進しています。

また、令和7年（2025年）3月策定の「第3期浦安市子ども・子育て支援総合計画」では、「こどもの豊かな個性と想像力を伸ばす機会の充実」の具体的な取組として、「子育て家庭向け図書館事業」や「（仮称）子ども・子育て複合施設整備事業」が位置付けられています。

3 計画策定の目的

「浦安市子ども読書活動推進計画（第三次）」の策定より概ね5年が経過することから、これまでの浦安市の子どもの読書活動における成果と課題を踏まえ、引き続き子どもの読書活動を推進していくために、「浦安市子ども読書活動推進計画（第四次）」を策定するものです。

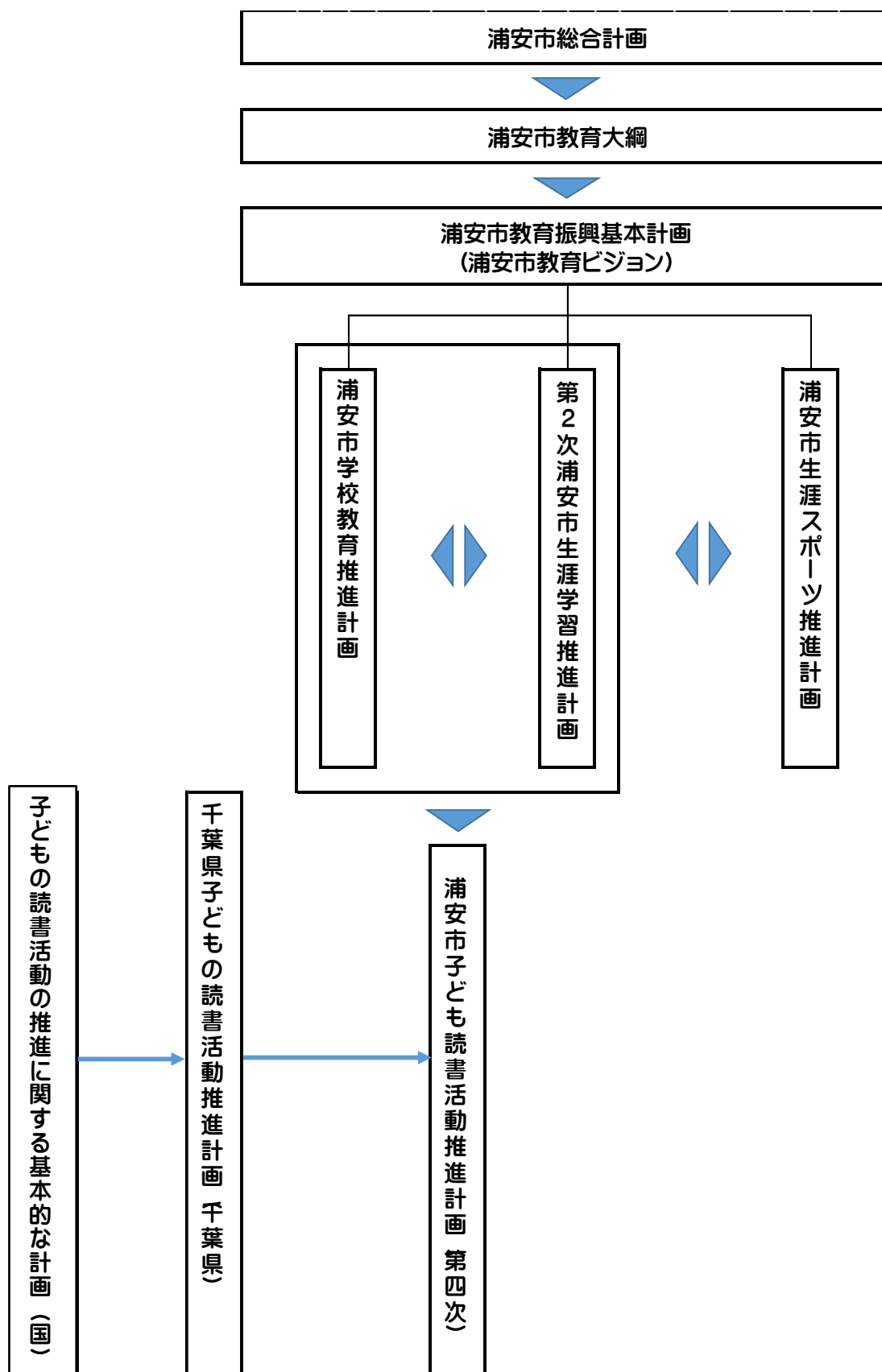
4 計画の対象と期間

本計画の対象は、0歳から概ね18歳とします。また、保護者をはじめ、子どもと子どもの読書活動に関わるすべての大人や地域、学校、行政、関係機関も対象とします。

期間は令和8年度（2026年度）より概ね5年とします。

5 計画の位置づけ

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年（2001年）12月制定）に基づく「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「千葉県子どもの読書活動推進計画（第五次）」を基本とし、本市における子どもの読書活動を推進するための計画です。「浦安市総合計画」をはじめ、本市の教育に関する各計画との整合性を図りながら、子どもの読書活動を推進していきます。

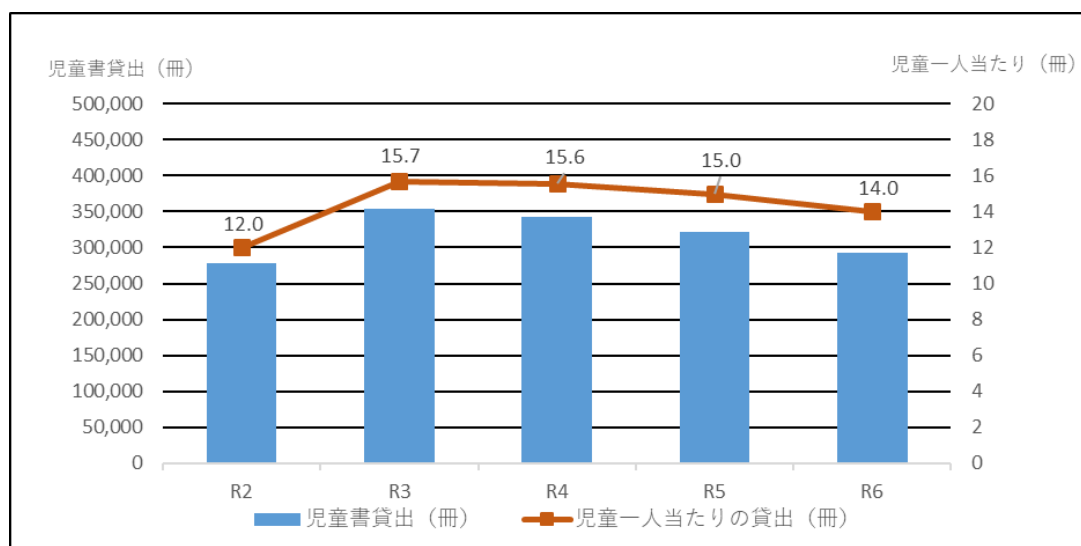


第2章 浦安市の子どもの読書活動の状況

1 読書活動等の現状

「浦安市子ども読書活動推進計画(第三次)」の計画年度の初期に当たる令和2年度(2020年度)から3年度(2021年度)にかけては、新型コロナウイルス感染症の拡大により多くの事業を休止するなど、子どもの読書活動も大きな影響を受けました。令和4年度(2022年度)には感染症対策も緩和され、ほとんどの事業を再開することができました。

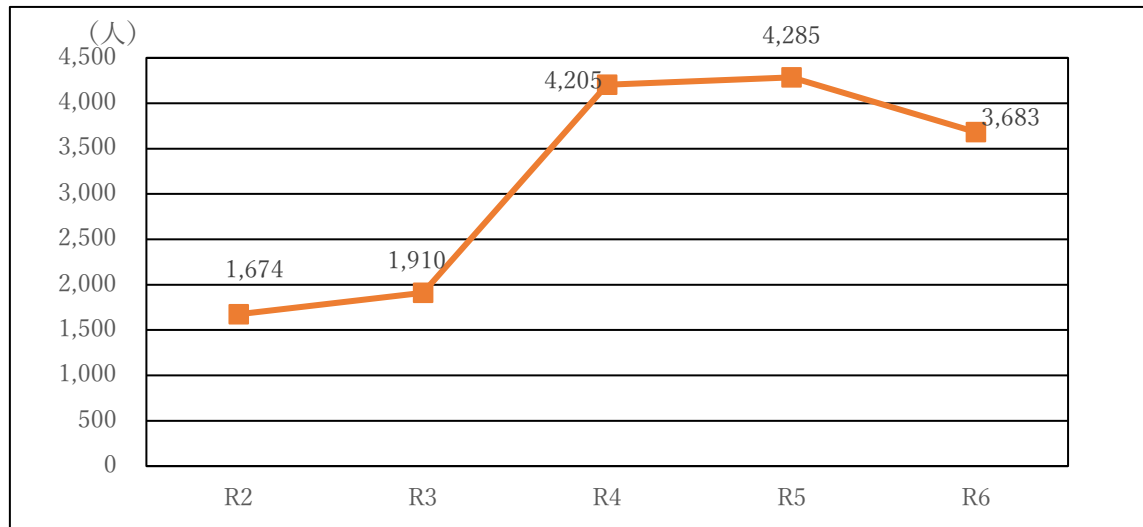
図1 市立図書館の児童書の貸出冊数と児童(15歳以下)一人当たりの貸出冊数



参考：浦安市立図書館利用統計

市立図書館の児童書の貸出は、令和3年度まで増加し、以降は減少しています。全体の貸出冊数は減少していますが、一人当たりの貸出冊数は横ばいとなっています。15歳以下の人口の減少が大きな要因であると考えられます。

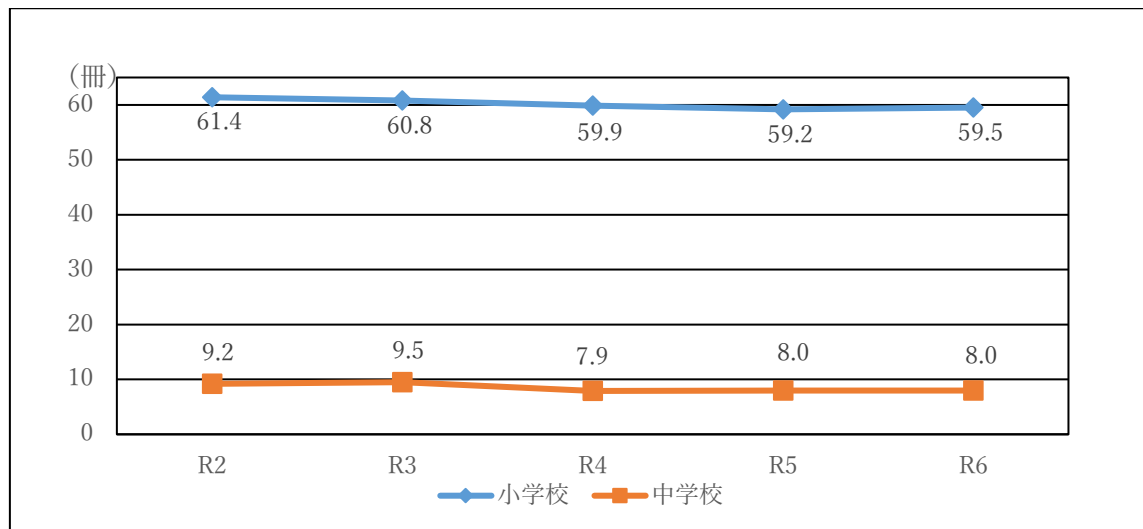
図2 市立図書館の児童集会事業への参加者数（人）
（ブックスタート絵本講座を除く）



参考：浦安市立図書館集会事業統計

市立図書館の児童集会事業は、子どもと子どもに関わる大人を対象に、各事業を開催しています。参加者数は令和4年度（2022年度）に増加しました。

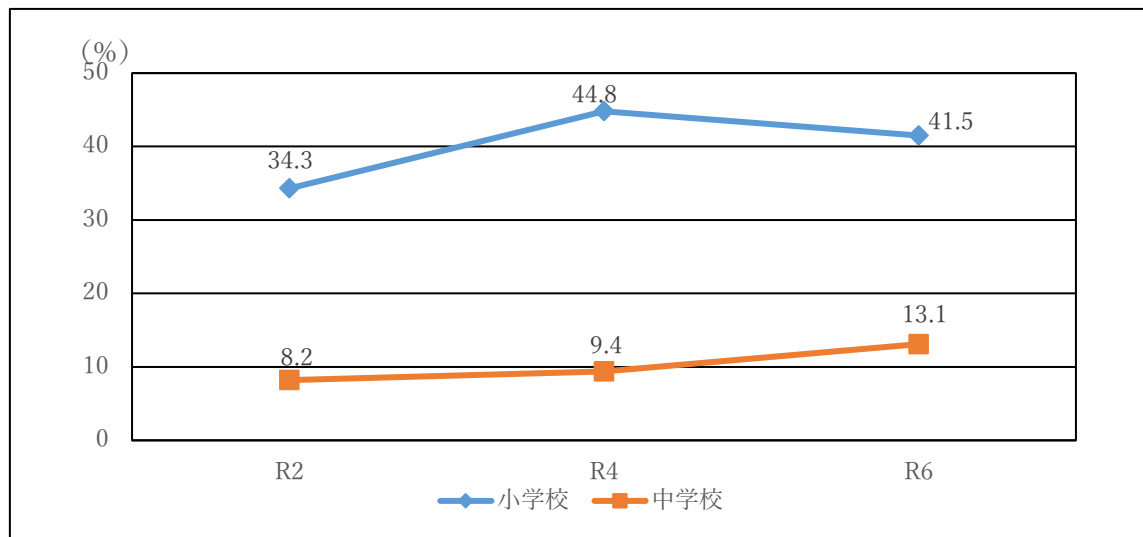
図3 学校図書館の児童・生徒一人当たりの貸出冊数



参考：学校図書館利用状況報告

年間の一人当たりの貸出冊数として、直近3年間では、ほぼ横ばい状態です。小学校では絵本や短く読みやすい書籍が多いことから、返却期日を待たずに、たくさんの本を借りる児童もいます。中学校では、1冊当たりの本のページ数が多いこと、また部活動や受験勉強など、読書する時間を捻出することが難しいことから、小学校に比べ貸出冊数が低いものと推測します。

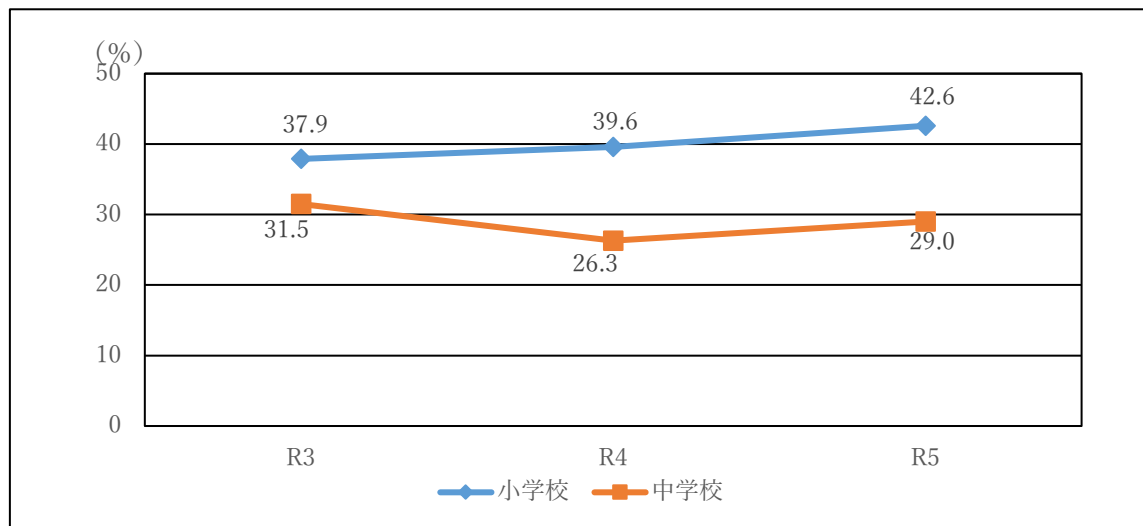
図4 「学校図書館を授業でよく利用している」と回答した教員の割合



参考：保護者及び教員の教育に関する意識調査

授業内での学校図書館の利用については、一人1台端末の活用が進んできたこともあり、調べ学習※④では紙の情報（図書館資料）とデジタルの情報の両方を扱うことが増えました。小学校では「図書の時間」も大切にされているため、利用時間数が中学校よりも多くなっています。

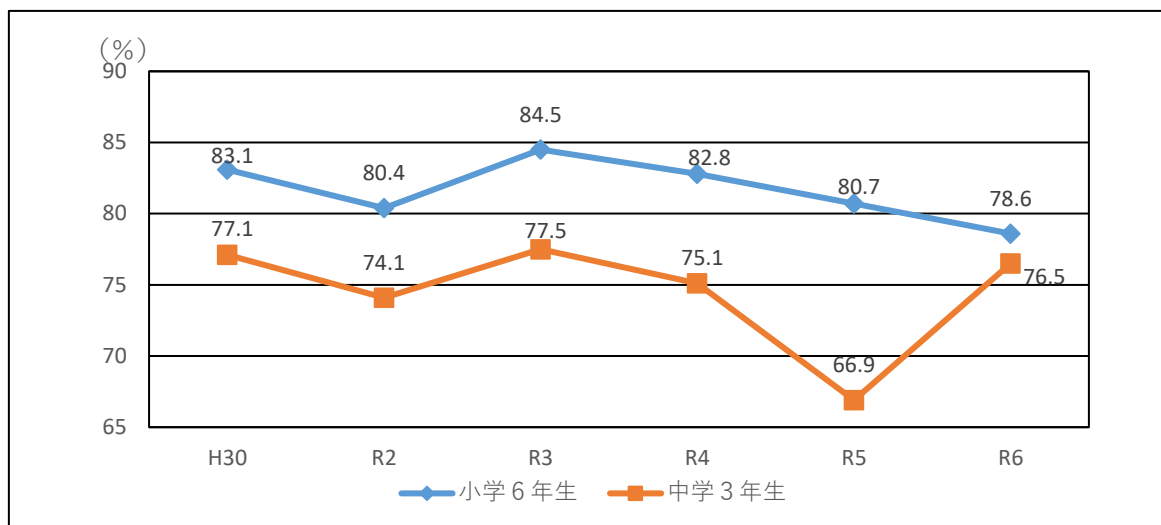
図5 普段（月～金曜日）の1日当たりの読書時間が30分以上の子どもの割合



参考：「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）浦安市調査分

読書時間については、令和6年度は調査がありませんでしたが、小学校では年々増加しており、中学校では令和5年度の時点で目標値としていた28%を超えました。授業時間、教科書、参考書、まんが、雑誌を除いた時間を対象としていて、読書に親しむ時間が30分は確保できていることがわかります。

図6 読書が好きな子どもの割合

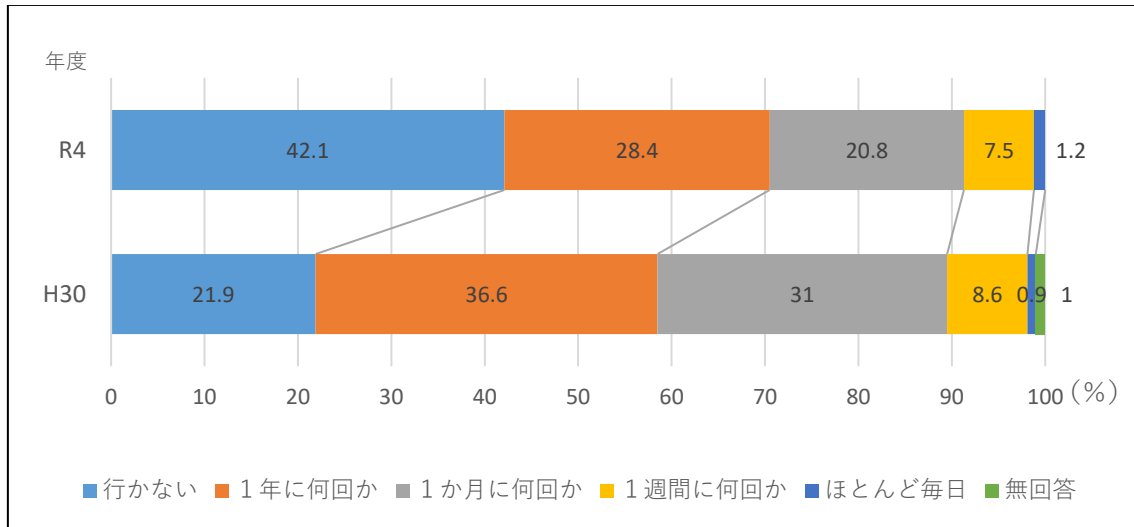


参考：千葉県社会教育調査

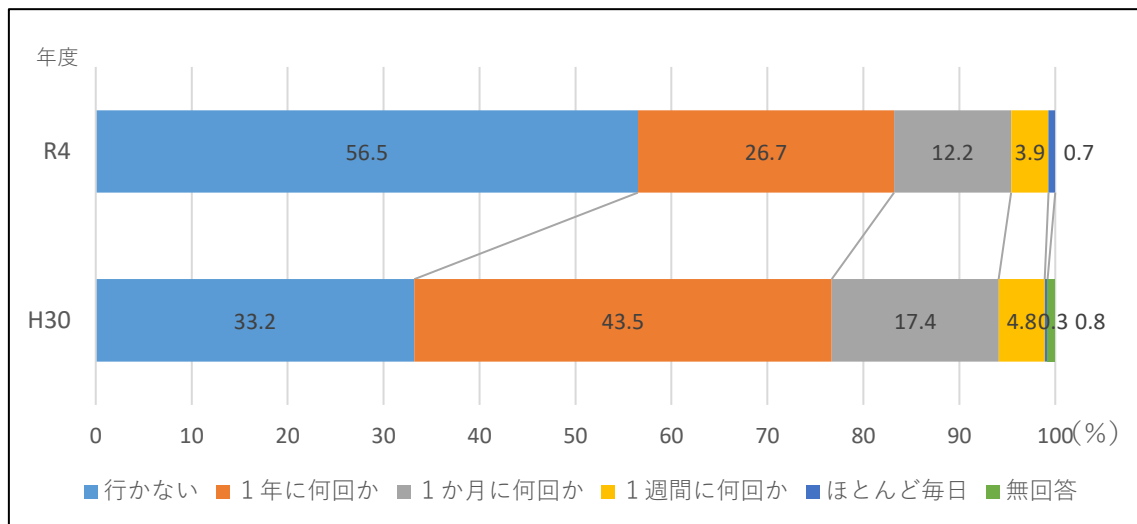
読書が好きな子どもの割合は、小学生では減少傾向となっていますが、多くの児童が本を好きな状況は変わっていないことがわかります。中学生では、依然として小学生より低い傾向にあります。

図7 市立図書館の利用頻度

【小学5・6年生】



【中学生】

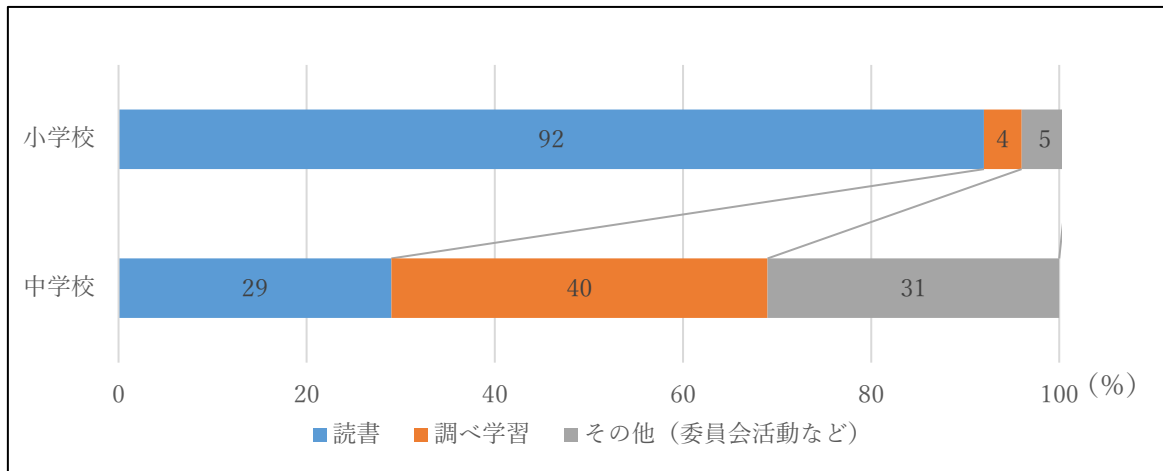


参考：(仮称) 浦安市子ども図書館についての調査（令和4年度）

令和4年度（2022年度）の調査では、市内の小学5年生から中学3年生のうち42%以上が1年のうち1度も市立図書館を利用していない状況となっています。新型コロナウイルス感染症の影響による様々な制限等により、「1か月に何回か」の利用と「1年に何回か」利用していた層の図書館利用の機会が減少したと考えられます。

図8 学校図書館の利用状況

【学校図書館の利用状況（％）】

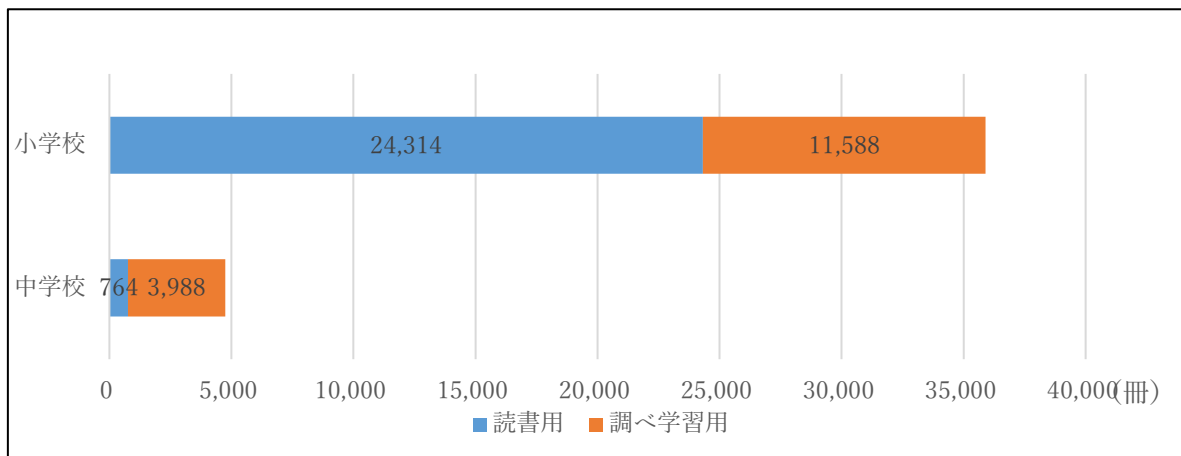


参考：令和6年度学校図書館利用状況報告

小学校では、図書の時間が設けられているため、学校図書館の利用では、読書での利用が多くなっています。一方、中学校では調べ学習を行うために学校図書館を利用することが多く、発達段階の違いによって利用方法が異なることがわかります。

【学校図書の持ち出し冊数（冊）】

※持ち出し冊数とは、学校図書館以外の場所へ図書を持ち出し、利用した冊数のこと



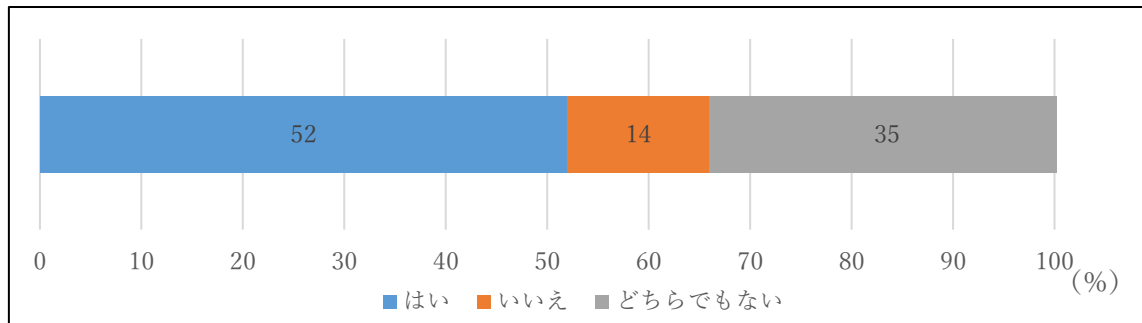
参考：令和6年度学校図書館利用状況報告

図書を教室等へ持ち出しての利用について、小学校では学級文庫への持ち出しも含まれているため、読書用としての冊数が多くなっています。また、小中学校とも、学習に関連する図書を持ち出し、調べ学習に活用しています。小学校では発達段階上、図書館を利用した調べ学習よりも、学校司書と教員により選書された図書を教室に持ち出しての調べ学習が多くみられます。

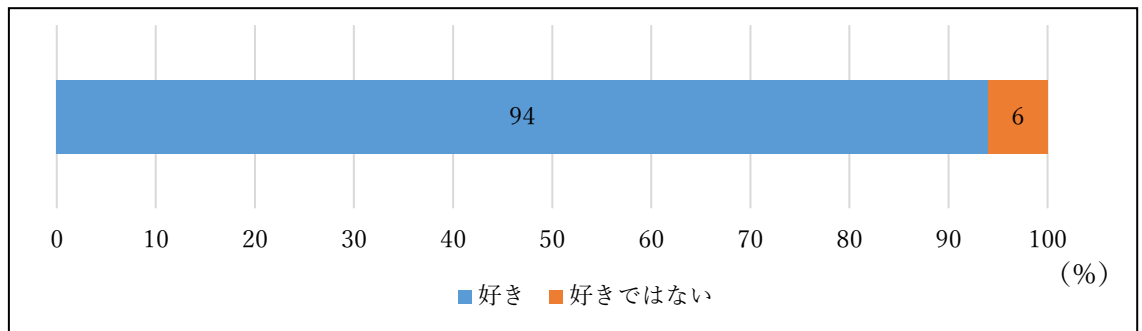
2 家庭における読書活動等の現状

就学前の子どもがいる家庭の読書習慣の現状について、市立保育園・幼稚園・認定こども園の3～5歳児の保護者を対象に、就学前の読書環境についてその現状を把握するため、令和7年8月にアンケート調査を実施しました。

1. あなた（保護者の方）は読書が好きですか。

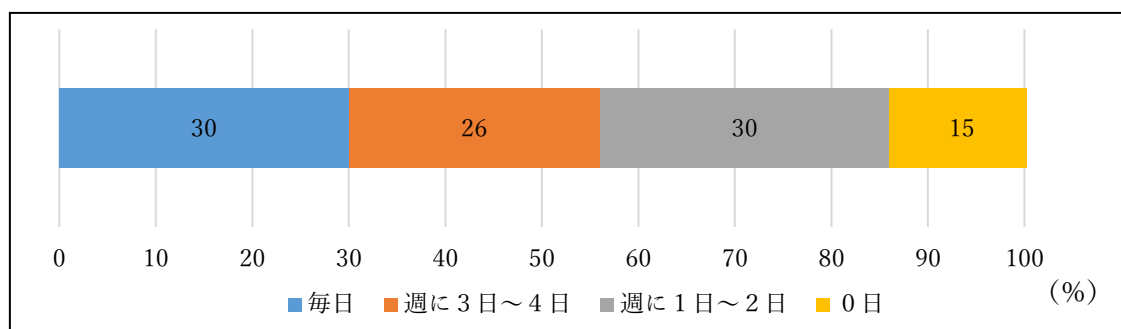


2. お子さんは、（絵）本を読んだり読んでもらったりすることが好きですか。

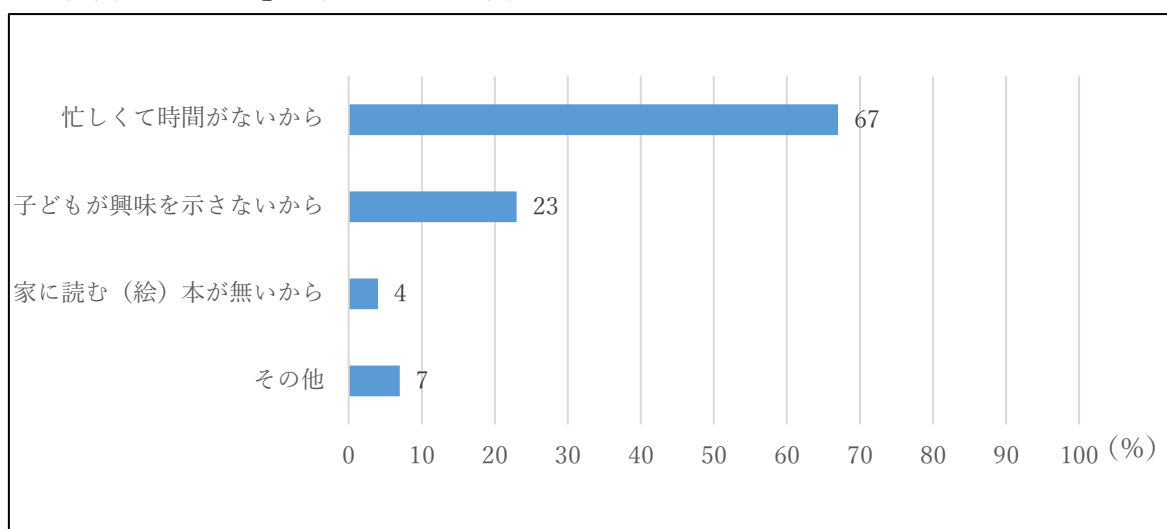


保護者の「読書が好き」「嫌い・どちらでもない」の割合はほぼ半数でしたが、子どもの「本が好き」の割合は90%を超えており、保護者の好みに関わらず、就学前の子どもが本に興味をもち、楽しんでいることがわかります。就学後もこの興味・関心を持ち続けられるような取組が必要です。

3. 1週間のうちお子さんに何日くらい（絵）本を読んでいますか。



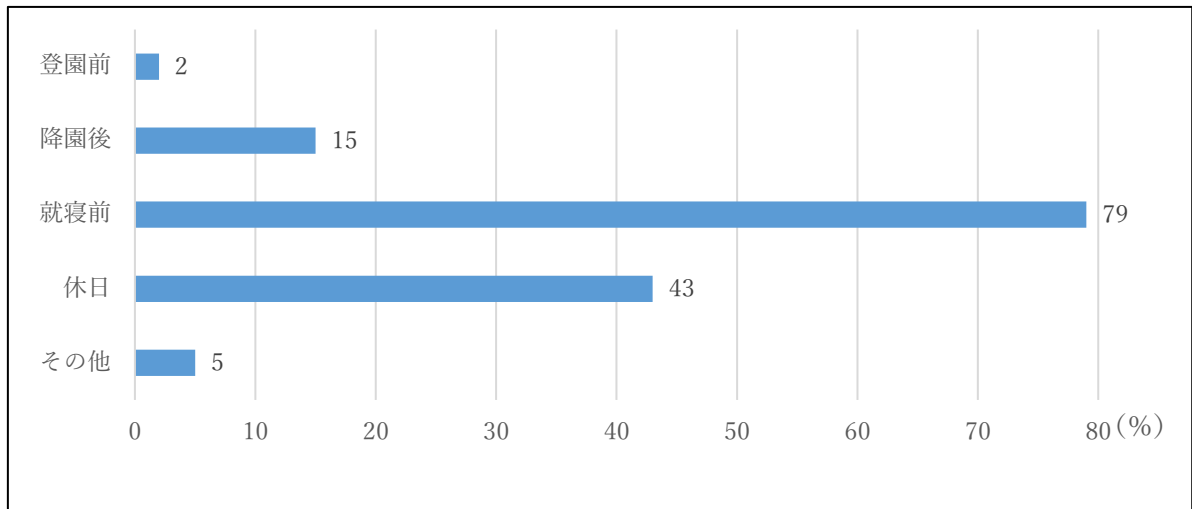
4. 設問3で「0日」と答えた方にお聞きします。その理由について選んでください。



家庭での読み聞かせの現状として、少なくとも1週間に1日以上読んでいる割合は85%となりました。また、1週間に0日の家庭の理由としては「忙しくて時間がない」との回答が67%と最も多く、子ども自身が「興味を示さない」という理由の23%を大きく上回っています。

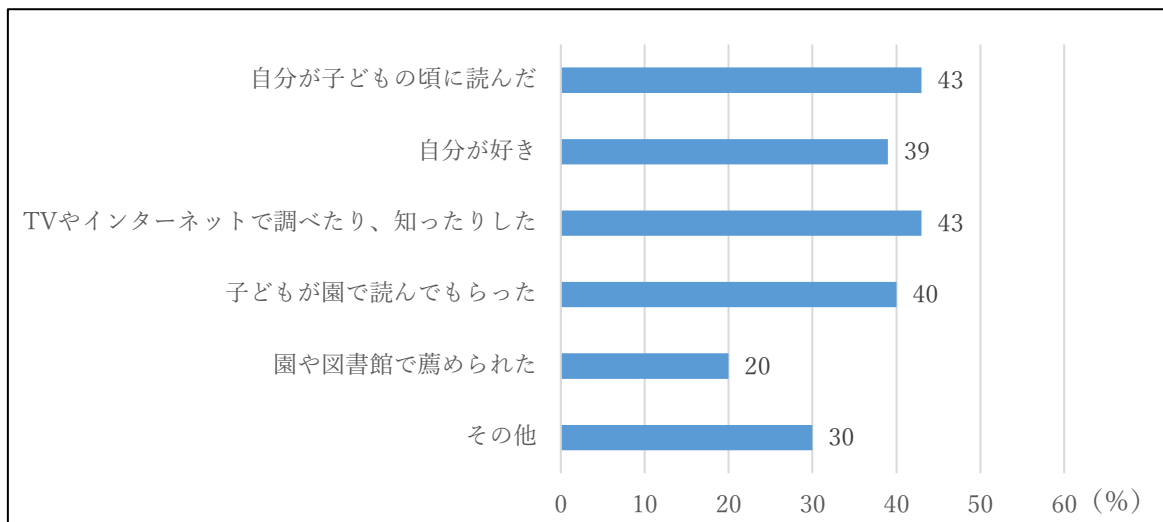
自由記述では、保護者は本のある環境の大切さ、読み聞かせの必要性を感じていますが、実際にはその環境や時間を確保することが難しいと感じていることもわかりました。

5.お子さんにいつ（絵）本を読んであげていますか。



設問4から見てくる「保護者の忙しさ」から、「いつ読んであげているか」については、比較的落ち着いた時間の取れる「就寝前」や「休日」という回答が多くなっています。また、「その他」としては、「子どもに『読んで』と言われたとき」「家事の合間」「出かけたときの移動時間」などの回答がありました。

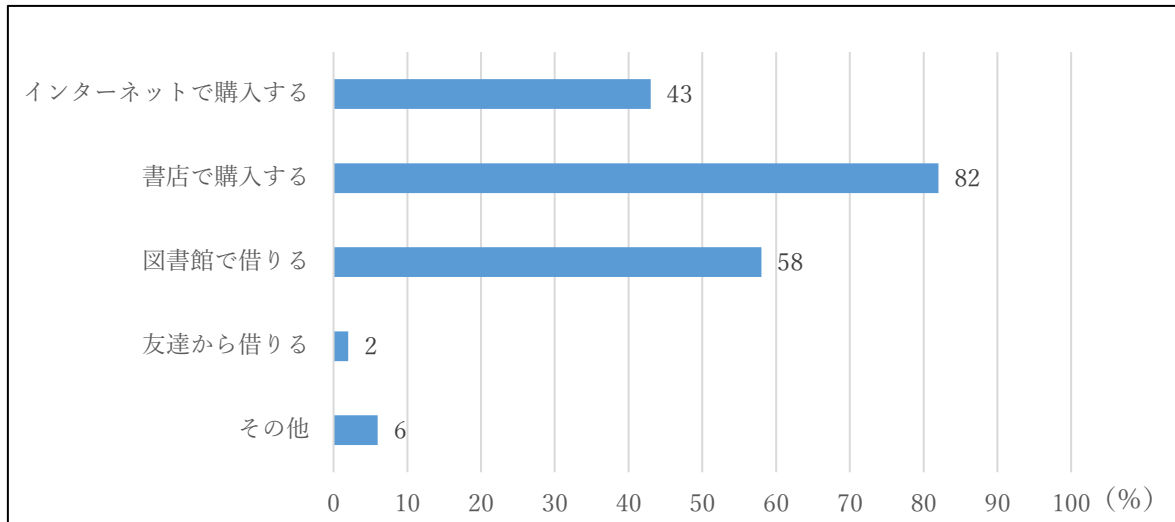
6.お子さんの（絵）本をどのように選んでいますか。



保護者の知り得た情報や経験等、様々な理由をもとに本を選んでいることがわかります。また、園や図書館から発信する情報が大きな役割を担っていることも再確認することができます。

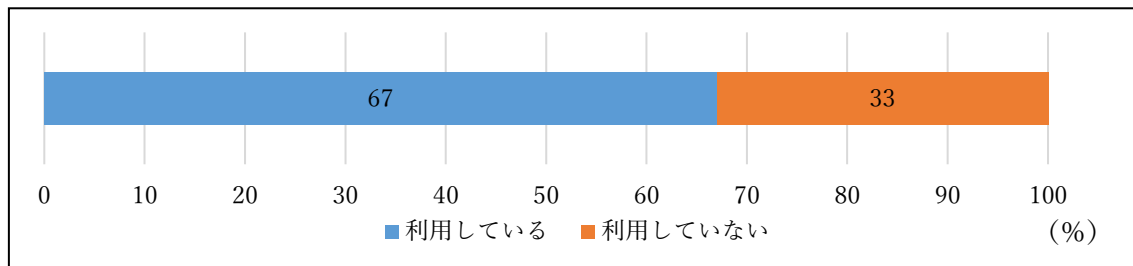
今後も、本に関わる情報をわかりやすく発信し続けていく必要があります。

7. (絵) 本をどのように用意しますか。

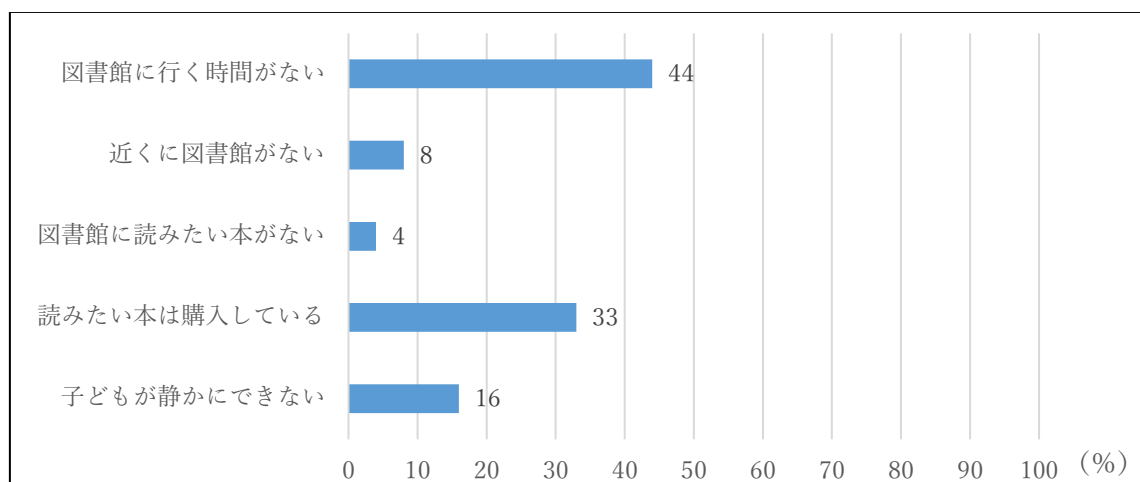


書店やインターネットで購入している割合が多く、自分のものとして繰り返し楽しんでいると考えられます。また、「その他」として「サブスク※⑤」「月刊本を定期購読」「もらう」という回答も多く見られました。

8. 浦安市の図書館を利用していますか。



9.設問8で「利用していない」と答えた方にお聞きします。その理由について選んでください。



図書館を利用している家庭が67%と、利用していない家庭の2倍となりました。

利用していない理由としては、「時間がない」等、保護者側の理由が大半ですが、「子どもが静かにできない」といった理由もあり、周囲への気遣いから利用を控えていることがわかります。

このアンケートや自由記述欄から、本を通して、文字への興味、語彙力、表現力、想像力、感性が育まれていると感じている保護者がとても多いことがわかりました。しかし、実際には読書環境を整えることが難しいという現状も見えてきました。

各家庭での読み聞かせの状況が様々でも、子どもにとって通園している各施設での読み聞かせが、日常的に本に触れることのできる重要な機会と捉えることができます。また、その機会が園からの情報として保護者につながり、家庭での読書習慣に影響を与えています。

このことから、園で絵本に触れる機会が大きな役割を担っていることがわかり、どの施設・学年でも、発達段階に合った本を積極的に活用する取組が求められます。

3 「浦安市子ども読書活動推進計画（第三次）」の成果と課題

「浦安市子ども読書活動推進計画（第三次）」（以下、第三次計画）では、発達段階等に応じた読書環境の整備・充実、読書に親しむ機会の提供、読書への理解と関心を高める取り組みと連携の3つの基本方針の下、家庭、地域、市立図書館、生涯学習施設、子育て支援施設、各園、学校等が連携し、子どもの読書活動を推進しました。

「浦安市子ども読書活動推進計画（第四次）」の策定にあたり、これまでの統計や様々な意識調査の結果から、子どもの読書活動の現状を把握し、第三次計画の対象期間における成果と課題についてまとめました。

（１）成果

<市立図書館における子どもの読書活動の充実>

子どもの発達段階に応じ、長く読み継がれてきた良質な図書と、子どもの様々な興味や関心に応える幅広い分野の図書を選定・収集し、提供しました。

令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴うサービス制限期間がありましたが、電話での問い合わせに応じて、子どもの好みや年齢に合わせた本を提供する「子どもの本のソムリエ」、「としょかん絵本セット」のサービスを実施し、来館して本を選べない多くの子どもたちに本を提供しました。

ア 読書通帳※⑥の導入

読書通帳機を中央図書館及び各分館に設置するとともに、学校図書館の貸出データも市立図書館で印字できるシステムを構築しました。市内全ての小中学校の児童・生徒に、読書通帳を配付し、子どもの読書活動を推進しました。



読書通帳



読書通帳機

イ 図書館の施設・設備の充実

中央図書館では、「あかちゃんほっとすてーしょん※⑦」や「のびのびひろば※⑧」を整備し、ゆったりと利用できる環境づくりに取り組みました。



あかちゃんほっとすてーしょん



のびのびひろば

ウ 子ども向け事業の充実

絵本の読み聞かせや、おはなし会、図書館クラブ等、乳幼児から中学生・高校生まで、発達段階に応じた各種事業を実施しました。

また、親子向けには、「ブックスタート絵本講座」「赤ちゃんといっしょにえほんのじかん」等を開催し、本の楽しさを伝えるとともに、図書館の利用につなげることができました。



夏休み図書館クラブ「あなたも図書館員」



としよかんのおたのしみ会

エ 障がいのある子どもへのサービス

職員による特別支援学級での絵本の読み聞かせや、布の絵本の団体貸出を実施しました。また、個人の要望により、録音資料やテキストデータの資料を製作し、提供しました。

オ 外国語を母語とする子どもへのサービス

多言語で書かれた児童書を収集、提供し、図書の展示を行いました。

カ 園と図書館の連携

職員が園に出向いて、絵本の読み聞かせ等を行いました。また、おさんぽ来館※⑨で、図書館を利用することで、読書に親しむ機会を提供することができました。

キ 小中学校と図書館の連携

職員が学校において、絵本の読み聞かせやストーリーテリング※⑩、ブックトーク※⑪を実施したほか、小学生・中学生の職場体験※⑫を図書館で受け入れました。また、レファレンスやリクエストにも随時対応し、小中学校との連携を図りました。

ク ブックスタート事業※⑬の実施

市民課、母子保健課と連携し、生後4か月を過ぎた乳児とその保護者に、中央図書館においてブックスタート絵本講座を実施しました。

ケ 子どもに関わる大人や保護者への支援

「絵本の読み聞かせ入門講座」「親子で楽しむ絵本講座」等を実施し、本の楽しみや読書の大切さを、子どもに関わる大人や保護者に伝えることができました。また、保護者等の団体に講師派遣を行うとともに、窓口では日常的に読書相談に対応し、子どもに関わる大人への支援を行いました。

コ ブックリストの配布

発達段階に応じた4種のブックリストを作成し、図書館ホームページに掲載、学校図書館に掲示をしたほか、中央図書館、分館で配布しました。また、乳幼児向けのブックリストを作成し、ブックスタート事業等で配布しました。

<保育園・幼稚園・認定こども園における子どもの読書活動の充実>

市立保育園・幼稚園・認定こども園において、市立図書館の団体貸出の利用が広く定着し、各園の状況に合わせた「絵本コーナー」や「絵本の部屋」が整備されたことにより、日常的に本に親しむ環境が充実しました。



保育園の「絵本コーナー」



幼稚園・こども園の「絵本の部屋」

ア 読書への理解と関心を高める取組と連携

園からのおたよりや、地域向け子育て支援だよりをとおして、季節や行事、年齢や発達段階に合った絵本を紹介しました。合わせて、「読み聞かせの大切さ」「読み聞かせをする時のポイント」等、家庭で楽しむための情報発信をしました。また、園の保護者に向けて、「園で読んだ絵本」や「子どもが夢中になる絵本」等の情報を、実際に手に取れるような形で紹介をしたり、読み聞かせをしている時の子どもの様子を伝えたりすることで、親子で読書への関心を高めてもらえるよう努めました。



読み聞かせの様子



今月は、保育園で子ども達に人気の絵本をご紹介します
ぜひ、お子様との絵本選びにお役立てください！

☆＝おすすめ年齢

【いないいないばあ】 ☆0・1・2歳

子どもたちの大好きな遊びが題材の絵本です。

「ばあ！」と言いながらページをめくり、楽しんでいます！

「園からのおたより」の一部

イ 市立図書館の利用

近隣の図書館を利用する機会を設け、図書館に親しみがもてるような環境を作りました。館内での閲覧や貸出・返却といった体験をとおして、図書館を利用する楽しさを感じることができるような機会をもち、また、図書館職員を定期的に保育施設に招き、読み聞かせをする機会を設けることで、子どもたちの絵本への興味・関心が深まりました。職員も、年齢や発達に合った絵本の選び方や読み聞かせの仕方について学ぶ機会となりました。さらに、絵本を題材に子どもたちが制作した作品の展示を市立図書館で行いました。その作品を見るために、親子で図書館に足を運ぶことで、図書館利用のきっかけとすることができました。



園での絵本を題材にした制作



園制作の図書館への展示作品

ウ 学校図書館との連携

園と小学校の交流時に、学校図書館を利用したり学校司書による読み聞かせを行う機会を設けたりすることで、子どもたちが、就学後にも本に接することのできる場があることへの理解につながりました。

エ 地域との連携

保護者による読み聞かせ、ボランティアや職場体験等の学生や、地域の方の読み聞かせを実施しました。子どもたちは、様々な人に読み聞かせをしてもらうことの楽しさを感じることができました。

<市立小中学校における子どもの読書活動の充実>

ア 学校図書館システムの整備

学校図書館システムにより、蔵書管理の効率化が図られ、児童・生徒の読書活動に関するデータの蓄積を行うことができました。

イ 学校図書館の蔵書の充実

全小中学校において学校図書館図書標準を達成しており、蔵書の見直しと適切な更新、児童・生徒、教職員のニーズに対応した蔵書管理に努めました。

ウ 学校司書の配置

学校司書を全小中学校に配置し、教職員と協力しながら学校図書館の管理運営、児童・生徒の読書活動の充実を図ることができました。

エ 学校司書・教員の資質向上

児童・生徒と本を結び付ける人材の育成のために、学校司書や図書館主任のニーズを把握した上で研修会を開催しました。

オ 読書通帳の導入

読書通帳の導入により、学校図書館で借りた図書を、市立図書館の読書通帳機で印字することが可能になりました。

カ 読書活動推進月間の設定

各小中学校の図書委員会が主体となって、様々なイベントを企画・運営し、児童・生徒の読書活動推進を図ることができました。「読書週間」に関連したイベントを実施することで、図書館離れの児童・生徒に対する本への興味付けにつながりました。

キ 図書館資料を活用した授業の展開

図書館資料は、学校図書館での利用だけでなく、学級や学年へ持ち出して調べ学習の際に多く利用されました。

小学校2校の学校図書館をメディアセンターとして整備しました。今後は、市内全小学校で計画的にメディアセンターが整備されます。「学校図書館×ICT」の有効活用により、書籍とデジタル、両方の特徴を理解し、用途に応じて使い分けができる情報教育を推進していきます。



SDGs の学習のための貸出図書を学年の共有部分に設置し、誰でも自由に閲覧できるようにしています。



映画の予告にあわせて書籍の紹介をし、興味・関心を広げるようにしています。

ク ボランティアとの連携・協力

令和6年度（2024年度）は、小学校でのべ1,467名の保護者等のボランティアに読み聞かせや本の修理、整備等に関わってもらいました。保護者の方々は学校司書と相談したり、多種多様なジャンルを選んだりしながら、児童に読書の楽しさを感じてもらおうとしていました。児童も自分では選ばない本を読み聞かせてもらうことで新たな発見や興味をもち、自分でも読んでみようとして図書館で本を借りるきっかけにもなりました。

ケ 情報発信

図書館だよりを作成し、推薦図書の紹介や読書イベントの様子を保護者にも知らせました。学校ホームページを活用し、デジタルで情報発信をしている学校も増えています。



学校ホームページ

（２）課題

<発達段階等に応じた読書環境の整備・充実>

ア 学校図書館の蔵書の充実（学校）

今後も学校図書館の蔵書を充実させるため、児童・生徒、教職員の声を聞き取る機会を確保しながらニーズを把握し、時代に合った魅力的な蔵書の構築を目指す必要があります。

イ 学校司書・教員の資質向上（学校）

市立小学校のメディアセンターを効果的に活用するための研修や、情報リテラシー等に関する研修を今後も継続して行う必要があります。

<読書に親しむ機会の提供>

ア 図書館資料を活用した授業の展開（学校）

児童・生徒が主体的に考え、調べ、学ぶためには、書籍資料とデジタル資料の利点を活かした授業を展開していく必要があります。

イ 障がいのある児童・生徒や、日本語を母語としない児童・生徒が読書に親しむ機会の提供（学校）

各小中学校の特別支援学級の児童・生徒に対して、定期的に読み聞かせを実施し、本に親しめるような取組を継続して行う必要があります。また、日本語を母語としない子どもが読書に親しむ機会の提供として、各学校に在籍する児童・生徒の実態を把握した上で、本の選定や購入を行っていく必要があります。

ウ 全ての子どもが読書に親しむ機会の提供（園）

障がいをもつ子どもや外国籍の子どもへの読書環境として、言葉だけではない、絵の雰囲気や音の出るもの、触れて楽しめるもの等、一人一人の子どもに合わせた工夫ができるような読書環境の整備が必要です。

エ 外国から帰国した子ども、外国から避難してきた子ども、日本語習得に困難のある子どもが読書に親しむ機会の提供（園）

保護者への読書活動の支援状況により図書館利用が難しい家庭に、家庭でできる読書活動への情報提供をしていく必要があります。

オ 家庭や地域における子どもが読書に親しむ機会の提供（園）

保育園・幼稚園・認定こども園と市立図書館・学校図書館との連携を深め、回数や内容について、子どもの状況を踏まえて検討していく必要があります。

カ 子どもの視点に立った読書環境の推進（市立図書館・学校）

子どもが薦める本を紹介する等、子どもの視点に立った読書環境の推進を検討していく必要があります。

＜読書への理解と関心を高める取組と連携＞

ア ブックスタート事業後のフォローアップ（市立図書館）

ブックスタート絵本講座後のフォローアップ事業の充実を図ります。就学前の子どもを対象に、継続的な読書につなげられるような取組を検討し、図書館利用の促進を図ります。

イ 職員の資質向上（園）

職員の知識と技術の向上のため、読書や絵本に関する研修等を実施することで、日々の読み聞かせに活かし、興味・関心を高めるための取組について学びます。

ウ 保護者への情報発信（園）

園だよりやクラスだよりをとおり、季節や行事、年齢や発達段階に合った絵本を紹介します。図書館利用や読み聞かせの様子を可視化し、保護者へ絵本の楽しさや読み聞かせの大切さを積極的に伝えます。

第3章 「浦安市子ども読書活動推進計画（第四次）」の基本方針

1 基本方針

「浦安市子ども読書活動推進計画（第四次）」では、第三次の成果と課題を踏まえ、市立図書館、各園、学校等が相互に連携し、子どもの発達段階に応じた読書活動を促し、家庭や地域での子どもの自主的な読書活動と読書習慣の形成のため、次の3つの基本方針を定め、本市における子どもの読書活動を推進します。

- ・ **基本方針1 すべての子どもへの継続した読書機会の提供**

子どもの発達段階や多様性を考慮し、すべての子どもへ継続した読書支援に努めます。

- ・ **基本方針2 読書環境の整備と充実**

市立図書館、学校図書館、園等における読書環境の整備と充実を図り、それぞれの特性を生かした事業の実施や本の展示などにより、子どもの視点等を取り入れた、子どもと本を結びつける様々な読書の機会を提供します。

- ・ **基本方針3 読書への理解と関心を深める取組**

保護者、保育士、教職員など、子どもに関わる大人に対し、子どもの読書活動への理解と関心を高めるための様々な情報提供や事業を実施します。家庭、地域、市立図書館、生涯学習施設、子育て支援施設、各園、学校等が相互に情報を共有しつつ、連携・協力して活動を進めます。

2 計画の推進体制

子どもの読書活動の推進に関わる各部署は、年次の事業計画の作成や具体的施策の立案に当たっては本計画を指針とし、子どもの読書活動推進事業の充実を図るものとします。浦安市子ども読書活動推進計画（第四次）策定後は、各部署において、計画の評価や進行管理、子どもの読書活動の推進に関する事業の検討等を行い、浦安市の子ども読書活動を推進します。

第4章 計画推進のための具体的方策

基本方針1 すべての子どもへの継続した読書機会の提供

1	乳幼児向け事業の充実	中央図書館
	乳幼児が本に親しみ、楽しい時間を過ごせるような事業を実施する。	
2	小学生向け事業の充実	中央図書館
	小学生が本に親しみ、読書のきっかけとなるような事業を実施する。	
3	中高生向け事業の充実	中央図書館
	中学生、高校生が本に親しみ、将来や進路を考えるきっかけとなるような事業を実施する。	
4	障がいのある子どもへの読書支援	中央図書館
	誰もが読書を楽しめるよう読書環境を整える。 特別支援学級に職員を派遣し、絵本の読み聞かせを実施する。特別支援学級等に、布の絵本の団体貸出を実施する。 個人のニーズに合わせて、録音資料やテキストデータの資料を製作、提供する。 音声・拡大読書器等、読書を補助する機器を設置する。	
5	外国語を母語とする子どもへの支援	中央図書館
	誰もが読書を楽しめるよう読書環境を整える。 多言語で書かれた絵本や物語等を収集し、提供するとともに、利用案内等を多言語で作成し、利用を促す。	
6	読書活動推進月間の設定	指導課
	「子ども読書の日」や「読書週間」に関連した取組を推進する。	
7	図書館資料を活用した授業の展開	指導課
	学習指導要領を踏まえ、学校図書館教育全体計画や各教科の年間指導計画に学校図書館や図書の計画的・積極的な活用を位置付ける。 教員に対し、学校図書館の利用や情報リテラシー等に関する研修を実施する。 児童・生徒がインターネットと図書の特徴を理解し、使い分けができるよう、情報教育を推進する。	
8	ニーズに応じた取組	指導課
	誰もが読書を楽しめるよう読書環境を整える。 障がいのある児童・生徒や、日本語を母語としない児童・生徒のほか、様々な状況にある児童・生徒に対し、本に親しめるような取組を推進し、各学校の取組紹介や図書リストの共有等、具体的な手立てを講じる。	

9	様々な読書機会の提供	公民館
	乳幼児を対象とした事業や保育の際に、公民館内の分館から絵本を借り、保育者等が読み聞かせを実施する。	
10	様々な読書機会の提供	公民館
	サークルや市立図書館と連携し、成果発表会等の際にはおはなし会などを開催する。	
11	様々な読書機会の提供	公民館
	主催事業として、子どもを対象としたおはなし会などを開催する。	
12	様々な読書機会の提供	こども課
	保育者等による絵本読み聞かせの取組は、子育て支援センターやつどいの広場のほか、地域子育て応援団体の「おやこの広場・ほこほこ」や「おたすけねっと・こんぺいとう」の活動内で実施する。	
13	様々な読書機会の提供	児童センター
	乳幼児と保護者や児童を対象に、サークルや団体による絵本の読み聞かせを定期的に開催する。	
14	様々な読書機会の提供	子育て支援センター
	乳幼児と保護者を対象に、保育士による手遊びやわらべ歌、読み聞かせなどを実施する。	

基本方針 2 読書環境の整備と充実

15	図書館資料の収集と提供	中央図書館
	子どもの発達段階に応じ、長く読み継がれてきた良質な図書と、子どもの様々な興味や関心に応える幅広い分野の図書を選定・収集し、提供する。	
16	絵本コーナー、絵本の部屋の環境整備	保育幼稚園課
	各園の絵本コーナー、絵本の部屋において、園児数や年齢、対象等を考慮し、内容の充実を図る。	
17	子どもの視点に立った読書活動の推進	中央図書館 指導課
	子どもの視点を反映させた取組を検討し、子どもの読書活動を促す。	
18	読書通帳の活用	中央図書館 指導課
	読書通帳の活用を通じて、子どもの読書活動を推進する。 図書館への来館を促す。	

19	舞浜分館の整備	中央図書館
	舞浜地区公民館内に分館を整備する。	
20	(仮称) 子ども・子育て支援複合施設の整備	生涯学習課
	子どもの自主的な読書活動や交流の促進などを目的とした子ども図書館を有した複合施設を整備する。 子どもの成長段階に合わせたサービスを実施し、継続的な図書館利用を促す。また、子ども読書活動を推進する人材育成に努め、学校や地域との連携を図る。	
21	学校図書館をメディアセンターとして整備	指導課
	子どもが様々な情報をより効果的に活用できる場所として、学校図書館のメディアセンター化を図る。書籍とデジタル情報を比較しながら、必要な情報、正確な情報を入手できることなど、メディアセンターとしての機能や活用方法について周知していく。各小学校で実施するメディアセンターを、活用した事例を他校へ紹介するなど、積極的な活用を推進する。	
22	図書館と小中学校との連携	中央図書館
	小中学校と連携を図りながら、継続して職員を学校に派遣し、読み聞かせやストーリーテリング等を行う。市立図書館で児童の利用案内や職場体験を受入れする。各学校へ図書の団体貸出を実施する。	
23	図書館と園との連携	中央図書館
	園との連携を図りながら、継続して職員を園に派遣し、読み聞かせやわらべうた等を行う。市立図書館で園児の利用体験を実施する。各園へ図書の団体貸出を実施する。	
24	園と学校図書館との連携	保育幼稚園課
	学校との連携を図りながら、交流等を通して図書室の利用体験や学校司書による読み聞かせの実施及びその回数を増やしていくことを目指す。	
25	園と市立図書館との連携	保育幼稚園課
	市立図書館での閲覧や貸出・返却の利用体験を通して、図書館に親しみを持たせ、図書館利用を推進する。 子ども達の制作した、絵本を題材とした作品を市立図書館に展示することで、親子で市立図書館に足を運ぶきっかけを作る。	
26	園とボランティア、地域との連携	保育幼稚園課
	保護者やボランティアによる読み聞かせを通して、家庭での読み聞かせを推進する。 中高生の職場体験や小中学生との交流時に、園児への読み聞かせを実施する。	
27	ボランティアとの連携・協力	指導課
	P T Aをはじめとする保護者や地域のボランティアによる読み聞かせを推進する。	

28	学校図書館システムの整備	指導課
	学校図書館システムの更新を行い、蔵書管理の効率化と、学校間ネットワークの適正化を図るとともに、児童・生徒の読書に関するデータを蓄積する。 また、デジタルコンテンツの活用に向け、検討を進める。	
29	学校司書の配置	指導課
	学校司書の全小中学校への配置を継続する。 学校司書とすべての教職員が協力して、学校図書館の機能の充実を図る。	
30	様々な読書環境の整備	児童センター
	各施設の状況に応じて、図書室や図書コーナー、絵本の部屋などを設置し、子どもの年齢や発達に応じた図書を置き、読書環境を整備する。	
31	様々な読書環境の整備	子育て支援センター
	各施設の絵本の部屋に、季節に合わせた絵本を配架することで、子どもが飽きずに本に関わることができるよう工夫する。 子どもの年齢や発達に応じた図書を置き、読書環境を整備する。 市立図書館の団体貸出の利用により、蔵書を充実する。	
32	様々な読書環境の整備	青少年館
	各施設の状況に応じて、図書室や図書コーナー、絵本の部屋などを設置し、子どもの年齢や発達に応じた図書を置き、読書環境を整備する。	

基本方針3 読書への理解と関心を深める取組

33	ブックスタート事業の継続	中央図書館 市民課 母子保健課
	赤ちゃんの心身の成長に欠かせない親子の温かな触れ合いを絵本によって推進するため、市民課窓口で出生届受理時に絵本をプレゼントする。母子保健課の母子保健推進員が個別訪問の際に講座を案内し、市立図書館では絵本やわらべうたの大切さについて伝える講座を開催する。	
34	セカンドブック事業の実施	中央図書館 母子保健課
	生涯にわたる読書体験の基礎を形成する大切な時期の子どもに対して、ブックスタート事業のフォローアップ事業として、2冊目の絵本をプレゼントすることで、読書への関心を高めるとともに、親子での図書館利用を促す。	

35	子どもに関わる大人や保護者への支援	中央図書館
	保護者や読み聞かせボランティア等を対象とした研修を実施する。講座の講師として職員を派遣する。	
36	ブックリストの作成	中央図書館
	子どもの成長段階に合わせたブックリスト「よむよむ」を作成、子どもや保護者に読書情報を提供する。	
37	職員の資質向上	中央図書館
	職員の知識と技術の向上のため、読書や絵本に関する研修等を実施する。	
38	職員の資質向上	保育幼稚園課
	園内外での研修を実施し、日々の読み聞かせに活かす。	
39	学校司書・教員の資質向上	指導課
	学校司書及び教員の資質向上のため、各種研修を実施する。	
40	保護者への情報発信	保育幼稚園課
	園だより、クラスだより等をとおり、情報を発信する。 保護者が気軽に絵本を手にすることができる場をつくる。 保育参観等をとおり、保護者に保育者の読み聞かせを体験してもらう機会をつくる。	

子どもの読書活動に係る目標値と参考指標

指標		本市の現状 (2024年度)	目標値 (2030年度)	※参考(2023年度)
				県の現状
読書が好きな子どもの割合	小学6年生	78.60%	80.00%	80.90%
	中学3年生	76.50%	77.00%	75.80%

参考：千葉県社会教育調査

指標	本市の現状 (2024年度)	目標値 (2030年度)
市立図書館の児童一人あたりの貸出し冊数	14.0冊	15.0冊

参考：浦安市立図書館利用統計

指標		本市の現状 (2024年度)	目標値 (2030年度)
メディアセンター及び学校図書館の児童生徒一人当たりの貸出冊数	小学校	59.5冊	60冊
	中学校	8.0冊	9冊

参考：学校図書館利用状況報告

指標		本市の現状 (2024年度)	目標値 (2030年度)
「メディアセンター及び学校図書館を授業でよく利用している」と回答した教員の割合	小学校	41.50%	45.00%
	中学校	13.10%	15.00%

参考：保護者及び教員の教育に関する意識調査

指標		本市の現状		目標値 (2030年度)
		(2022年度)	(2024年度)	
市立図書館を利用していると回答した割合	小学校	57.90%		60.00%
	中学校	43.50%		45.00%
	3～5歳児の保護者		67.00%	68.00%

参考：（仮称）浦安市子ども図書館についての調査（令和4年度）

参考：就学時前の子どもをもつ家庭の読書習慣調査

指標		本市の現状 (2024年度)	目標値 (2030年度)
一週間のうち1日以上子どもに本を読んでいると回答した割合	3～5歳児の保護者	86.00%	86.00%

参考：就学時前の子どもをもつ家庭の読書習慣調査

指標		本市の現状 (2025年度)	目標値 (2030年度)	※参考（2025年度）
				県の現状
不読率	小学6年生	25.80%	24.00%	28.50%
	中学3年生	34.80%	34.00%	37.60%

参考：全国学力・学習状況調査

用語解説

用語	初出 ページ	解説
※①子ども読書の日	1	2001年（平成13年）12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」で制定された。4月23日～5月12日までは「こどもの読書週間」であり、4月23日はユネスコが「世界図書・著作権デー（世界本の日）」と定めている。
※②学校司書	1	学校図書館の運営を担う専門職員。主な役割として、学校図書館の運営管理、図書館資料の管理、学習活動の支援、広報活動と環境整備、教員との連携が挙げられる。2015年（平成27年）4月1日施行の学校図書館法第6条により「学校図書館の職務に従事する職員」として法的に位置づけられた。本市では採用時の資格として司書または司書教諭の資格を求めている。
※③メディアセンター	3	学校図書館を新たな学習情報の収集の場として捉え、子ども達が様々な情報をより効果的に活用するため、「読書センター」としての機能はそのままに、図書、コンピュータ、視聴覚教育メディア、その他学習に必要な教材等を配備した施設。
※④調べ学習	7	児童・生徒が、テーマに沿って情報を収集し、自分の考えと結びつけて発展させ、読み手に分かりやすいようにまとめて発表すること。
※⑤サブスク	14	サブスクリプションの略。定額料金を払い、一定期間、商品やサービスを利用できる仕組みのこと。
※⑥読書通帳	16	図書館で借りた図書等を読書通帳機で印字するもの。学校図書館と連携することで、学校図書館で借りた図書等の記録ができる。
※⑦あかちゃんほっとすてーしょん	17	授乳やおむつ替えができる場所として、市に登録されている公共・民間施設のこと。
※⑧のびのびひろば	17	靴を脱いで利用できるスペース。
※⑨おさんぽ来館	18	図書館に来館し、絵本や読み聞かせを楽しむ図書館の利用体験。
※⑩ストーリーテリング	18	昔話や創作の物語を覚えて語ること。素話ともいう。

※⑪ブックトーク	18	テーマに沿って本を紹介すること
※⑫職場体験	18	中学校の生徒が、事業所などの職場で働くことを通じて、職業や仕事の実際について体験したり、働く人々と接したりする学習活動。
※⑬ブックスタート事業	18	本市では、市民課において出生届の提出時に、読書のきっかけになる絵本及びサービス案内等の入った「ブックスタートバック」を配布、母子保健課において絵本講座を案内、中央図書館において、生後4か月から5か月の乳児と保護者を対象に、絵本の選び方や読み聞かせの仕方等について説明する絵本講座を開催している。

資料編

1 「子どもの読書活動の推進に関する法律」

(平成 13 年 12 月 12 日 法律 第 154 号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

2 「浦安市子ども読書活動推進計画（第四次）」策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日施行）」に基き、浦安市の子ども読書活動推進計画（第四次）（以下「第四次推進計画」という。）を策定するため、浦安市子ども読書活動推進計画（第四次）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、第四次推進計画について検討、策定し、浦安市教育委員会教育長に報告する。

（委員長）

第3条 委員長は、生涯学習部次長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長は、それぞれの会議において必要と認めるときは、委員以外のものに対し、必要な資料の提供を求め、または委員会の会議に出席させて説明を求めることができる。

（組織）

第4条 委員は、別表の1に掲げるもの（以下「委員」という。）をもって充てる。

2 第四次推進計画（案）の個別事項について検討するため、委員会の下部組織として作業部会を置くことができる。

3 委員会の庶務は、事務局が行う。

4 事務局は、別表の2に掲げるものをもって充てる。

（設置期間）

第5条 委員会の設置期間は、第四次推進計画策定の終了までとする。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日より施行する。

別表 1 (第4条)

生涯学習部次長
生涯学習部生涯学習課長
生涯学習部中央図書館長
教育総務部指導課長
健康こども部保育幼稚園課長

別表 2 (第4条)

生涯学習部生涯学習課担当
生涯学習部中央図書館担当
教育総務部指導課担当
健康こども部保育幼稚園課担当

浦安市子ども読書活動推進計画
(第四次)

令和8年 月策定

編集・発行 浦安市教育委員会

〒279-8501 浦安市猫実一丁目1番1号

電話 047-351-1111 (代表)

第5. 報告事項

1. 教育委員会共催・後援行事一覧

教育総務課

7月3日～8月6日開催行事の共催・後援		
1	行事の名称	創業支援セミナー
	趣旨・内容等	創業予定者や中小企業者、ビジネスマンの方に創業や新事業進出に際しての必要な知識を学んでもらい、市内商工業の発展を図るとともに、創業を志す同士の意見交換の場を提供する。
	団 体 名	浦安商工会議所
	場 所	浦安商工会議所 3階会議室
	日 時	令和8年7月4日（土）から令和8年7月25日（土）まで毎週土曜日 令和9年1月9日（土）から令和9年1月30日（土）まで毎週土曜日
	人 数	30名
	担 当 課	中央図書館
	種別	共催 継続
2	行事の名称	Minecraft で1日eスポーツ体験教室
	趣旨・内容等	ゲームを通じて創造力を高めるとともに、デジタルスキルの向上、コミュニケーション能力の強化、地域の子どもたちと保護者を巻き込んだ地域連携による児童育成を目的とする。
	団 体 名	NPO 法人エンジョイキッズ
	場 所	浦安市市民プラザ Wave101
	日 時	令和8年7月12日（日）、令和8年7月18日（土）
	人 数	70名
	担 当 課	市民スポーツ課
	種別	後援 継続
3	行事の名称	令和8年度第80回千葉県中学校総合体育大会
	趣旨・内容等	中学校教育の一環として、生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上と心身の健全な育成を図るとともに、生徒相互の親睦を図る。
	団 体 名	千葉県小中学校体育連盟
	場 所	バルドラール浦安アリーナ他県内各会場
	日 時	令和8年7月15日（水）から令和8年8月2日（日）まで
	人 数	約10,000人
	担 当 課	保健体育安全課
	種別	共催 継続

4	行事の名称	第 52 回日本フィル夏休みコンサート 2026
	趣旨・内容等	質の高い音楽を多くの子どもたち家族に届けることで、子どもたちの豊かな感情や想像力を呼び起こす。
	団 体 名	公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団
	場 所	令和 8 年 7 月 18 日（土）千葉県文化会館 令和 8 年 7 月 19 日（日）府中の森芸術劇場 令和 8 年 7 月 20 日（月・祝）・令和 8 年 8 月 2 日（日）東京芸術劇場 令和 8 年 7 月 24 日（金）・令和 8 年 8 月 1 日（土）サントリーホール 令和 8 年 7 月 25 日（土）大宮ソニックシティ 令和 8 年 7 月 26 日（日）・令和 8 年 8 月 3 日（月）横浜みなとみらいホール
	日 時	令和 8 年 7 月 18 日（土）から令和 8 年 8 月 3 日（月）まで
	人数	1,375 名
	担 当 課	指導課
	種別	後援 継続
5	行事の名称	2026 原水爆禁止国民平和行進
	趣旨・内容等	核兵器のない世界の実現について、広く浦安市民にアピールし、核兵器廃絶について市民の関心を高めることを目的とする。
	団 体 名	浦安市平和行進実行委員会
	場 所	新浦安駅前
	日 時	令和 8 年 7 月 20 日（月・祝）午後 4 時 00 分から午後 7 時 00 分まで
	人数	50 人
	担 当 課	教育総務課
	種別	後援 継続
6	行事の名称	第 32 回浦安オープンテニス選手権
	趣旨・内容等	近隣都県の有力選手の参加を募り、浦安市テニス協会の発展とともに技術レベルの向上を図ることを目的とする。
	団 体 名	浦安テニス協会
	場 所	浦安市運動公園テニスコート
	日 時	令和 8 年 7 月 25 日（土）から令和 8 年 8 月 2 日（日）まで 予備日 令和 8 年 8 月 8 日（土）・令和 8 年 8 月 9 日（日）
	人数	320 名
	担 当 課	市民スポーツ課
	種別	後援 継続

7	行事の名称	第 29 回（2026 年）京葉ガス絵画コンクール
	趣旨・内容等	絵画を通じて、家族ふれあいの場を提供する。文化活動を通じて、情操教育への貢献を図る。
	団 体 名	京葉ガス株式会社
	場 所	京葉ガス株式会社 本社
	日 時	令和 8 年 8 月 1 日（土）から令和 8 年 9 月 7 日（月）まで
	人 数	141,000 名
	担 当 課	指導課
	種別	後援 継続

6月5日～7月2日開催行事の共催・後援		
1	行事の名称	プログラミング無料体験イベント
	趣旨・内容等	ICT活用への興味関心を育むとともに、論理的思考力や問題解決力を養う機会を提供する。
	団 体 名	NPO 法人こどものみらい教育推進協会
	場 所	千葉県浦安市北栄 2-4-18 コーポ蛸原 301
	日 時	令和8年6月20日（土）から令和8年8月29日（土）まで
	人 数	99 名
	担 当 課	指導課
	種別	後援 継続
2	行事の名称	夏休みエコ絵画コンクール
	趣旨・内容等	千葉県が進める「環境学習基本方針」の趣旨に基づき、楽しい発想を持つ小学生の皆さんに、環境に対する興味を深めてもらうことを目的として、「未来のごみ箱」がテーマの絵画を募集する。これを通じ、豊かな千葉の自然を守って行く姿勢を醸成すると同時に、地域文化に寄与していく。
	団 体 名	千葉テレビ放送株式会社
	場 所	千葉県立美術館 第5展示室・講堂
	日 時	令和8年7月1日（水）から令和8年12月6日（日）まで
	人 数	7,415 名
	担 当 課	指導課
	種別	後援 継続

第5. 報告事項

2. 教育長が臨時代理した事項について

保健体育安全課

浦安市教育委員会の権限事務を教育長に委任する事務委任規則第4条の規定に基づき、教育長が臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について報告します。

1. 浦安市学校結核対策委員会委員の委嘱について

【案件の経緯・経過】

浦安市学校結核対策委員会委員の委嘱については、本来教育委員会会議にて審議いただくところですが、令和8年6月1日の委嘱開始に伴い、早急に委嘱をする必要があったことから、浦安市教育委員会の権限事務を教育長に委任する事務委任規則第3条第2項の規定により、教育長の臨時代理を行ったものです。

なお、臨時代理によって委嘱した者は、下記のとおりです。

記

- | | |
|---------|-----------------------|
| 1 委嘱対象者 | 大前 由美 氏(学校医代表) |
| | 原 聡 氏(医師会代表) |
| | 牧野 文彦 氏(結核専門医) |
| | 影山 育子 氏(市川健康福祉センター所長) |
| 2 任期 | 令和8年6月1日～令和9年5月31日 |

参考資料（報告事項２．教育長が臨時代理した事項について）

浦安市学校結核対策委員会委員

退任委員

No	構成員	氏 名	役 職
1	学校医代表	大前 由美	浦安市医師会 参与 新浦安虎の門クリニック院長
2	医師会代表	原 聡	浦安市医師会 理事 原小児科クリニック
3	結核専門医	牧野 文彦	順天堂大学医学部附属浦安病院 呼吸器内科 准教授
4	市川健康福祉 センター所長	影山 育子	市川健康福祉センター所長

退任理由 任期満了のため

委嘱期間 令和４年６月１日～令和５年５月３１日

令和５年６月１日～令和６年５月３１日

令和６年６月１日～令和７年５月３１日

令和７年６月１日～令和８年５月３１日

新規委嘱委員

No	構成員	氏 名	役 職
1	学校医代表	大前 由美	浦安市医師会 参与 新浦安虎の門クリニック院長
2	医師会代表	原 聡	浦安市医師会 理事 原小児科クリニック
3	結核専門医	牧野 文彦	順天堂大学医学部附属浦安病院 呼吸器内科 准教授
4	市川健康福祉 センター所長	影山 育子	市川健康福祉センター所長

委嘱期間 令和８年６月１日～令和９年５月３１日

[委嘱根拠]

浦安市学校結核対策委員会の組織及び運営に関する要綱（抜粋）
（組織）

第2条 委員は、市川健康福祉センター所長、結核の専門家、学校
医の代表、医師会の代表の4名で組織する。

2 委員は、教育委員会が委嘱する。

（任期）

第3条 委員の任期は1年とし、再任は妨げないものとする。

ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、
前任者の残任期間とする。

第5. 報告事項

3. 令和8年度浦安市児童生徒科学作品展について

指導課

1 趣 旨

市内の児童生徒の創意工夫に富んだ科学工夫作品及び自然科学に関する研究や調査の科学論文を展示するとともに、優秀な作品を表彰し広めることにより、理科教科指導の充実を目指し、明日の科学技術を担う人材の育成と科学技術教育の振興に資する。

2 主 催 浦安市教育委員会

3 日 時	令和8年9月12日（土）	9：15～16：30
	9月13日（日）	9：15～16：30
	9月14日（月）	9：15～12：00

4 会 場 浦安市民プラザ Wave 101 サロン1～6、小ホール

5 運 営 教育総務部指導課

6 出品点数

	小 学 校	中 学 校
科学工夫作品	3 点	2 点
科学論文	3 点	2 点

※ただし、学校規模に差があるため、科学工夫作品・科学論文の出品点数を、小学校はそれぞれ最高6点まで、中学校はそれぞれ4点まで認める。

※科学工夫作品は、作動している様子を2分以内の動画に撮り、動画データを提出する。

提出先は Teams の「理科センター（チームコード『w5gzaed』）」内のファイルです。

提出の際には学校名・学年・児童名が分かるよう名前を付けてください。

（例）「猫実小学校・5年・浦安太郎」

7 事前に提出する資料について

9月4日（金）までに、以下に保存してある出品一覧表に、必要情報を入力する。

★きめ細かな指導資料 top

→ 各教科・幼児教育等 → D.理科 → 1 理科センター

→ 03 科学作品展 → 01 浦安市児童生徒科学作品展 → 出品一覧表

8 賞について

（1）優秀な作品は「特選」とし、県展への出展作品とする。

（2）「特選」数は「千葉県児童生徒科学作品展実施要項」により定められた枠内で、審査によって決定する。（「特選」に選ばれなかった作品は、全て「入選」となる。）

ア 科学工夫作品 小学校 6点 中学校 3点 計 9点

イ 科学論文 小学校 6点 中学校 3点 計 9点 （合計18点）

9 審 査

- (1) 日 時 令和8年9月10日(木) 14:30～16:30 (小・中学校)
※小・中同日に審査を行う。
- (2) 場 所 浦安市民プラザ Wave101
- (3) 審査員 各学校の理科センター協力委員
※浦安市教育研究会理科部会で、県科学作品展の審査や搬入の担当になっている教職員がいる場合は、そちらの教職員が審査員となる
※委員長は、千葉県教育研究会理科教育部会浦安支部長とする。
- (4) 基 準 浦安市児童生徒科学作品展の審査基準による(別紙参照)。

10 表 彰

- (1) 「特選」は賞状と楯、「入選」は賞状のみ授与する。
- (2) 表彰は各学校で行う。

11 搬入・搬出

- (1) 搬入 9月10日(木) 14:00～14:30
浦安市民プラザ Wave101 に学校ごとに搬入する。
 - (2) 搬出 9月14日(月) 15:00～16:30
浦安市民プラザ Wave101 から学校ごとに搬出する。
- ※駐車場を利用される場合は利用料をお支払いします。詳細は後日お知らせします。

12 その他

- (1) 展示準備 9月10日(木)
 - ① 指導課職員が、9:00から会場準備を行う。
 - ② 14:00から展示する。
- (2) 展示の片付け 9月14日(月)
15:30から片付けを行う。指導課・教育センター職員が行う。
- (3) 展示会場管理・受付
指導課職員が行う。
- (4) 作品展開催案内
 - ① 広報うらやす9月1日号に案内記事を掲載する。
 - ② 学校・公共施設へは、案内文書を送付し、ポスターの掲示を依頼する。
 - ③ イオン新浦安店やダイエー浦安駅前店にはポスターの掲示と、店内アナウンスを依頼する。

13 参 考

<児童生徒科学作品展出品までの流れ>	
7/24	市立東小学校体育館(1F)にて科学作品・論文相談会の開催
9/4	出品一覧表入力完了
9/10	作品搬入・市内審査会
9/12～14	浦安市児童生徒科学作品展
9/14	作品搬出
9月下旬～10月	千葉県児童生徒科学作品展 審査・展示

浦安市児童生徒科学作品展の審査基準について

浦安市理科センター

1 千葉県児童生徒・教職員科学作品展の趣旨

（令和 8 年度千葉県児童生徒科学作品展の実施要項より）

県内の児童生徒の創意工夫に富んだ科学工夫作品及び自然科学の中で物理、化学、生物、地学に関する研究や調査の科学論文、教職員の自作教具を展示するとともに、優秀な作品を表彰し、広めることにより、明日の千葉県の科学技術を担う人材の育成と科学技術教育の振興に資する。

2 浦安市における科学工夫作品と科学論文の出品条件と留意事項

次のような観点を審査基準とし、この基準に従い校内審査を実施する。

（1）科学工夫作品（＊印は、特に注意すること）

- ＊ア 着想が新しいもの
- ＊イ 創意工夫が盛り込まれているもの（ものまねで終わっていないこと）
 - ウ 研究努力が積まれているもの
 - エ 学年にふさわしく、学習したことを発展させているもの
- ＊オ 安全性が高く、破損しにくいもの
- ＊カ 生活での活用を意識したもの
 - キ 縦・横・高さとも 1 m 以内、重量 2 0 k g 以内のもの プログラミング作品可

（2）科学論文（＊印は、特に注意すること）

- ア 自然科学を対象としたもの
- ＊イ 着想が新しいもの
 - ウ 研究努力が積まれているもの
- ＊エ 学年にふさわしく、学習したことを発展しているもの
 - オ 標本は論文に必要なものだけとする。腐食のおそれのあるもの、生き物は不可。
 - カ 論文はパソコン等のソフトを使って執筆することが望ましい
 - キ 単なる観察・実験の記録で終わらないこと
 - ク 論文の大きさは閉じた状態で A3 サイズ以内
 - ※小学校は B3 サイズ程度まで可とする
 - ※図表やパネルは B2 サイズ以内とし、小学校は 1 点、中学校は 3 点以内とする

＜まとめ方の例＞ 科学論文としての構成や形式を整える

（低学年）	（中学年）	（高学年）
1 研究を始めたわけ	1 研究を始めたわけ	1 研究の動機
2 研究方法	2 研究の目的	2 研究の目的
3 研究の予想	3 研究方法と内容	3 研究方法と内容
4 研究結果のまとめ	4 研究のまとめ	4 研究の結果
5 これからやってみたいこと	5 これからの研究	5 研究のまとめ
		6 これからの研究

(3) その他留意事項

- ア 作品の大きさ等についての留意点は千葉県児童生徒科学作品展実施要項・募集要項を参照してください。
- イ 作品の大きさ等、出品条件を満たしていないものについては、市の作品展において審査対象外となります。
- ウ 論文・作品ともにすでに商標登録されている商品や、会社名、キャラクター名、音楽等を使用することはできません。資料を作成する場合にも、映り込みがないように注意してください。
- エ 生成AIの扱いについては、「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する前提的なガイドライン」に準拠して使用してください。

3 各学校の出品点数

	小 学 校	中 学 校
科学工夫作品	3 点	2 点
科学論文	3 点	2 点

※ただし、学校規模に差があるため、科学工夫作品・科学論文の出品点数を、小学校はそれぞれ最高6点まで、中学校はそれぞれ4点まで認める。

4 賞

<特選> (県出品作品)

- ・科学工夫作品 小学校6点 中学校3点
- ・科学論文 小学校6点 中学校3点

<入選> 特選以外の作品

第5. 報告事項

4. 令和8年度教育実践事例発表会について

指導課

令和8年度教育実践事例発表会実施計画

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 目 的 | 市立小中学校・幼稚園・認定こども園の教育実践を広く教育現場に紹介し、情報交換をするとともに実践的指導力の向上を目指す。 |
| 2 | 日 時 | 令和8年8月3日（月） 13：20～16：30 |
| 3 | 会 場 | 市役所4階会議室S2～S4 |
| 4 | 発 表 者 | ① 市立日の出幼稚園 清水澤 典子（幼児教育について）
② 市立南小学校 瀧口 寛（特別活動について）
③ 市立東小学校 三木 明日香
（特別支援教育の課題について）
④ 市立堀江中学校 馬場 祐太（音楽科教育について） |
| 5 | 講 師 | 浦安市立幼稚園・認定こども園長会から（1名）
浦安市立小中学校長会から（3名） |
| 6 | 参 加 者 | 市立幼稚園・認定こども園、小中学校教職員
各園、各校1名以上（オンラインを除いた人数） |
| 7 | 発表会について | |
| | （1）内 容 | 令和7年度に実施した各教科等における校内研究又は教育実践を中心とする。 |
| | （2）時 間 | 1実践事例あたり20分程度を目安とするが、発表者と相談の上決定する。 |
| | （3）参加人数 | 教育長、教育総務部長、次長、指導課長、教育センター所長
講師4名、発表者、指導課担当
各校・各園1名以上（会場参加：40～78名）
（オンライン参加：制限なし） |
| | （4）会場備品 | 使用可能椅子 91脚（参加者用椅子69～78脚）
使用可能長机 33台（参加者用長机21台） |

(5) 日程概要

時 間	概 要
13 : 00	受付
13 : 20 (10 分間)	開会・教育委員会挨拶
13 : 30 (20 分間)	◆幼児教育についての発表 市立日の出幼稚園 教諭 清水澤 典子 (しみずさわ のりこ) 先生 「 つながりが生まれる環境の在り方 ～多様な人とのかかわりの中で、育ち合う幼稚園を目指して～ 」
13 : 50 (12 分間)	グループ協議 (協議 7 分、発表 5 分)
14 : 02 (8 分間)	講師講評 (浦安市立幼稚園・認定こども園長会から) 市立若草認定こども園 園長 能宗 礼子 先生
14 : 10 (5 分間)	入れ替え
14 : 15 (20 分間)	◆特別活動についての発表 市立南小学校 教諭 瀧口 寛 (たきぐち ひろし) 先生 「 『自己有用感』を育む自治的集団づくりの工夫 ―承認と AAR サイクルによる係活動を通して― 」
14 : 35 (12 分間)	グループ協議 (協議 7 分、発表 5 分)
14 : 47 (8 分間)	講師講評 (浦安市立小中学校校長会から) 市立高洲小学校 校長 鈴木 明美 先生
14 : 55 (5 分間)	入れ替え
15 : 00 (20 分間)	◆特別支援教育の課題についての発表 市立東小学校 教諭 三木 明日香 (みき あすか) 先生 「 通常の学級におけるポジティブ行動支援の検討 ―第 1 層支援と個別最適化された第 2・3 層支援の構築に向けて― 」
15 : 20 (12 分間)	グループ協議 (協議 7 分、発表 5 分)
15 : 32 (8 分間)	講師講評 (浦安市立小中学校校長会から) 市立日の出南小学校 校長 佐瀬 久代 先生
15 : 40 (5 分間)	入れ替え

15：45 (20 分間)	◆音楽科教育についての発表 市立堀江中学校 教諭 馬場 祐太（ばば ゆうた）先生 「 未来へつながる主体的な音楽表現活動 ～自ら課題意識を持ち、解決できるような主体的な学習の在り方～ 」
16：05 (12 分間)	グループ協議 （協議 7 分、発表 5 分）
16：17 (8 分間)	講師講評 （浦安市立小中学校校長会から） 市立舞浜小学校 校長 瀬尾 宏枝 先生
16：25	閉会

第5. 報告事項

5. 令和8年度第46回浦安市小・中学校音楽鑑賞教室実施報告

指導課

1 趣 旨

小中学校それぞれの学年に、文化会館で生の管弦楽の演奏を聴く機会を通し、聴覚はもとより視覚からも質の高い音楽にふれさせることにより、音楽への関心を高めるとともに情操の育成を図る場とする。

(浦安市学校教育推進計画 2-2-1)

2 ね ら い

- (1) プロの演奏を鑑賞させ、鑑賞の能力を伸ばし、豊かな情操を養う。
- (2) 器楽の演奏形態や楽器の演奏法・音色を視聴覚的にとらえられるようにする。
- (3) プロの演奏を聴く機会を通し、鑑賞マナーの指導の場とする。

3 主 催 浦安市教育委員会・浦安市立小中学校長会

4 日 時 令和8年6月2日(火)、6月3日(水)…台風の影響で延期

- ・午前の部 10:00～11:20 (1ベル 9:57)
- ・午後の部 14:00～15:20 (1ベル 13:57)

5 会 場 浦安市文化会館大ホール

6 対象学年 小学校6年生(1383名) 中学校(1116名)

	午前の部			午後の部		
6月2日 (火)	南小	6年生	155名	浦安中	2年生	225名
	見明川小	6年生	95名	見明川中	3年生	89名
	美浜南小	6年生	43名	入船中	2年生	94名
	美浜北小	6年生	37名	富岡中	3年生	134名
	日の出小	6年生	78名	明海中	1年生	81名
	高洲小	6年生	78名	UMI		21名
	明海南小	6年生	31名			
	東野小	6年生	92名			
	入船小	6年生	85名			
	<u>計 9校 694名</u>			<u>計 5校 644名</u>		

※6月3日(水)に鑑賞予定であった以下の小中学校は、2月2日(火)に延期。

6月3日 (水) ↓ 2月2日 (火)	浦安小	北部小	富岡小	堀江中	美浜中	日の出中
	東小	舞浜小	明海小	高洲中		
	日の出南小	高洲北小				
	<u>計 8校 689名</u>			<u>計 4校 472名</u>		

7 演奏形態 オーケストラ（千葉交響楽団）

8 演奏曲目

【小学校プログラム】

- | | |
|----------------------------|---------------|
| 1 行進曲「威風堂々」第1番 | (エルガー) |
| 2 組曲「惑星」より「木星」 | (ホルスト) |
| 3 楽器紹介（ソロとアンサンブル） | |
| 木管楽器：魔女の宅急便より「海に見える街」 | (久石譲) |
| 金管楽器：レイダース・マーチ | (ジョン・ウィリアムズ) |
| 打楽器：サンバ・ブラジル | (バロージ) |
| ハープ | |
| 弦楽器：アイネ・クライネ・ナハトムジークより第1楽章 | (モーツァルト) |
| 4 「ペール・ギュント」より「山の魔王の宮殿にて」 | (グリーグ) |
| 5 【合唱】翼をください | |
| 6 管弦楽のためのラプソディ | (外山雄三) |
| アンコール：ラデツキー行進曲 | (ヨハン・シュトラウスⅠ) |

【中学校プログラム】

- | | |
|-------------------------------|---------------|
| 1 喜歌劇「天国と地獄」より「ギャロップ」 | (オッフエンバック) |
| 2 交響曲第5番「運命」より第1楽章 | (ベートーヴェン) |
| 3 アンサンブル演奏による楽器紹介 | |
| 木管楽器：エンターテイナー | (ジョプリン) |
| 金管楽器：スターウォーズより「インペリアル・マーチ」 | (ジョン・ウィリアムズ) |
| 打楽器：サンバ・ブラジル | (バロージ) |
| ハープ | |
| 弦楽器：星に願いを | (ハーライン) |
| 4 タイプライター | (アンダーソン) |
| 5 指揮者体験コーナー ハンガリー舞曲第5番より | (ブラームス) |
| 6 パイレーツ オブ カリビアン | (クラウス バデルト) |
| アンコール：ラデツキー行進曲 | (ヨハン・シュトラウスⅠ) |

9 事業報告

(1) 趣旨・ねらいについて

“鑑賞態度や歌唱指導を行ったところ、児童が鑑賞教室に行くことを楽しみにしていた” “子供達が生き生きとした表情で聴いていた、感動していた” “中学校の指揮者体験コーナーは身を乗り出して見ていました” などの報告もあるように、文化会館大ホールでプロオーケストラの生演奏を聴く体験は、児童生徒に大きな感動を与え、音楽への関心を高める素晴らしい場となった。

また、代表児童生徒のお礼の言葉も、これまでの学習や自身の経験と絡めて、自分の言葉で感想を伝えることができていて素晴らしかった。

(2) 曲目について

事前に音楽主任と楽団事務局とで協議した。特に「児童生徒が興味・関心をもって聴くことができること」「小・中学校鑑賞教材として適切な曲であること」を基本として選曲した。

小学校については、4年時に教科書で学習している馴染みの曲を1曲入れ、時間的な配分もよかったため、最後まで集中して楽しめるプログラムであった。中学校については昨年度に引き続きの内容とし、生徒が最後まで楽しみながら鑑賞することができた。

(3) 児童生徒が主体的に活動できる場の設定について

小学校は、「オーケストラと歌おう」のコーナーで、オーケストラ伴奏で「翼をください」を合唱した。ホール内の反響もよく感動的であった。

中学校は、“指揮者体験コーナー”で各校1名の代表者が「ハンガリー舞曲第5番」の指揮をした。どの代表者もそれぞれの感性と持ち味を出し、会場が大変盛り上がった。オーケストラを指揮する難しさ、面白さ、そして、指揮者による演奏の違いについて感じる事ができた。

小中共にアンコールのラデツキー行進曲では、指揮に合わせながら手拍子で演奏に参加し、オーケストラとの一体感を味わうことができた。

(4) 鑑賞マナー・引率、集団行動について

千葉交響楽団の迫力のある演奏と、指揮者のわかりやすい解説が児童生徒の真剣な鑑賞態度につながった。

引率職員とも事前に配慮事項等を共有できていたため、1日目は、概ねスムーズに開催することができた。2日目は台風の影響により、延期となったため、関係各所や対象校と連携しながら、今年度内の実施に向けて準備を進めていく。

昨年度課題となった鑑賞態度の質の向上について、各校で事前指導を丁寧に行ったこともあり、一定の成果が見られた。引き続き演奏会に参加する際のマナーやルールについては、小中音楽会やドリームウィンドコンサート、来年度に向けても各校での指導を継続していけるよう、音楽主任会議で確認していく。



第5．報告事項

6．（仮称）いちょう学級第3について

教育センター

第5回浦安市いちょう学級設置検討委員会における検討結果報告書

令和8年6月23日

1． 今後の整備に関する方針

東野3丁目441番地で計画をしていた（仮称）いちょう学級第3については、場所を変更して整備を進める。

2． 方針決定の理由

まちづくりを進めていくうえで、地域住民に丁寧に説明をしながら事業を進めていくことは市の基本的な姿勢であり、陳情書の内容については、地域の声として、対応を検討する必要があるものとする。

しかしながら、自治会に反対署名の提出がなされ、陳情書に「地域住民と自治会、市及び教育委員会への不信感を醸成する」との記載のあるとおり、地域のコミュニティにも影響を与えてしまう事が懸念され、今後も努力をしながら説明を続けていったとしても、整備に対する地域住民の理解を得るためには相当な時間を要するものとする。

いちょう学級第3の整備については、本市の不登校児童生徒の実態および、いちょう学級猫実・入船の狭隘化の状況等から、第5回浦安市いちょう学級設置検討委員会においても「早急にいちょう学級第3を開室すべき」と意見がまとめられた。

これらを総合的に判断し、いちょう学級第3については、場所を変更し整備の検討を進めていくこととした。

3． 主な意見

- ・今後、この場所（東野3丁目）で整備した場合、時間がかかると思うが、現在の利用状況と不登校児童生徒数の増加を見ると早期に支援の充実が図れるのか不安である。
- ・学校内での支援と併せて、学校外での支援体制も重要であり、3つめの施設はできるだけ、早急に整備してほしい。
- ・現在のいちょう学級では、小中学生が同じ教室で学習しており、その理由で通うことを辞めた子がいるので、早急に整備してほしい。
- ・協定書に「管理については周辺住民の意向を配慮する」とあるが配慮とは配慮義務という認識であり、最終判断は、管理主体者が行うものとするが、一方で反対意見に対する対応も必要であるとする。
- ・住民の方々も、最初は建設的な意見が多かったが、自治会のアンケート結果を見ると賛成意見が少なくなっているように読み取れ、状況が変わっていると感じる。
- ・自治会からは、跡地利用に反対の方々へ対面方式で説明の検討を求められているが、現状を踏まえると難しいのではないかと。
- ・場所を変えて整備を進めることも検討してはどうか。

第5. 報告事項

7. 第45回浦安市小学校陸上競技大会実施結果

保健体育安全課

第45回浦安市小学校陸上競技大会実施結果

- 1 開催日 令和8年6月6日(土)
- 2 会場 ブリオベッカ浦安競技場
- 3 主催 浦安市教育委員会
- 4 協力 (一社)浦安市スポーツ協会、浦安市陸上競技協会
- 5 主管 浦安市小中学校体育連盟小学校陸上競技専門部
- 6 成績

(1) 参加選手数(補欠を含む延べ人数)

男子	169名	女子	154名	合計	323名
----	------	----	------	----	------

(2) 種目別1位記録

種目	男女	選手名	学校名	記録	備考
100m	男子	濱田 悠成	北部小学校	13 秒 47	
	女子	田口 心結	東野小学校	14 秒 86	
長距離 男女 1000m	男子	前田 直也	東小学校	3 分 16 秒 16	
	女子	松本 怜	富岡小学校	3 分 28 秒 73	
走り幅跳び	男子	吉富 世蓮	高洲小学校	4m11cm	
	女子	田中 碧	高洲小学校	4m03cm	
走り高跳び	男子	溝口 大晴	舞浜小学校	1m23cm	
	女子	山本 奈穂	舞浜小学校	1m15cm	
ジャベリック ボール投げ	男子	池田 誠	東小学校	53m83cm	新記録
	女子	平野 叶望	見明川小学校	34m96cm	
400m リレー	男子	東小学校		56 秒 03	
	女子	富岡小学校		1 分 00 秒 52	

浦安市小学校陸上競技大会最高記録(参考)

<男子>

種目	記録	選手名	学校名	達成年度
100m	12 秒 22	阿部 祐悟	舞浜小学校	平成 25 年度
長距離 1000m	3 分 08 秒 28	田中 陽向	美浜北小学校	令和 6 年度
走り幅跳び	4 m59cm	石田 悠	東小学校	平成 19 年度
走り高跳び	1 m41cm	高木 陸	南小学校	平成 25 年度
ジャベリックボール投げ	53m83cm	池田 誠	東小学校	令和 8 年度
400m リレー	54 秒 41		舞浜小学校	平成 25 年度

<女子>

種 目	記 録	選手名	学校名	達成年度
100m	13 秒 45	大河内 咲朱	高洲小学校	平成 28 年度
長距離 1000m	3 分 15 秒 04	瑠離垣 恵巳	東小学校	昭和 61 年度
走り幅跳び	4 m11cm	松田 しずか	入船北小学校	昭和 61 年度
走り高跳び	1 m33cm	當麻 瑞穂	富岡小学校	平成 17 年度
ジャベリックボール投げ	50m18cm	小松 梨乃	南小学校	令和 5 年度
400m リレー	56 秒 19		高洲小学校	平成 30 年度

※ジャベリックボール投げは、令和 5 年度、第 42 回大会より実施。

※男子長距離走は、令和 6 年度より距離を「1500m」から「1000m」に変更。

7 成果

- ・同週の台風の影響が心配されましたが、好天の中、ブリオベッカ浦安競技場にて、1 部開催で大きな事故やケガ等もなく実施できた。選手約 320 名には、電光掲示板による選手紹介など、素晴らしい環境の下で、日ごろの練習の成果を発揮する機会ができ、良い経験を積むことができた。
- ・当日の進行は、浦安市陸上競技協会の協力もあり、円滑に行うことができた。
- ・各種目第 1 位～第 3 位電光掲示板で表彰することができ、児童は達成感を味わうことができた。

8 課題

- ・役員等からの意見をまとめ、来年度の実施方法について早々に方向性を示す必要がある。
- ・実施状況を踏まえ、記録と電光掲示板の連動など、機器等の職員研修についても必要である。
- ・次年度以降もこまめな水分補給や、テントの設置、帽子の着用等の熱中症対策には配慮が必要である。

第5．報告事項

8．うらやす弦楽器体験会 2026 開催案内

生涯学習課

1．趣 旨

青少年による文化芸術活動の推進を図るため、市内在住在学の子どもたちに弦楽器への興味や関心を高めてもらう機会の提供の場として「うらやす弦楽器体験会」を開催する。

なお、子どもたちが弦楽器を体験する場として夏休み期間に実施するものとする。

2．主 催 浦安市・浦安市教育委員会

3．日 時 7月31日（金）弦楽器体験教室・演奏会練習

① 10時～12時（午前クラス）

② 13時30分～15時30分（午後クラス）

8月1日（土）弦楽器体験教室・演奏会練習

① 10時～12時（午前クラス）

② 13時30分～15時30分（午後クラス）

8月2日（日）リハーサル、成果発表会

① 10時～11時30分（全員）リハーサル

② 12時～13時20分（全員）成果発表会

4．会 場 浦安市文化会館 1階全館、リハーサル室

5．講 師

市内在住音楽家

（ヴァイオリン2名、ビオラ1名、チェロ2名、コントラバス1名）

6．対 象

一般公募による弦楽器体験教室希望者（小学校3年生～高校3年生）

7．体験楽器および募集人数

【ヴァイオリン】 初心者 40名（20名×2クラス）

【ビオラ】 初心者 10名（5名×2クラス）

【チェロ】 初心者 16名（8名×2クラス）

【コントラバス】 初心者 10名（5名×2クラス） 合計 76名

8．申込み 6月15日（月）から7月5日（日）までに、申込フォームにて申込み

第5. 報告事項

9. 第46回浦安市美術展開催案内

生涯学習課

1. 目的 広く市民から美術作品の公募を行い、優れた作品を審査、選考し、市民に紹介することで、市の文化芸術の振興と普及を図ることを目的として開催する。

2. 主催 浦安市・浦安市教育委員会

3. 主管 公益財団法人うらやす財団

4. 協力 浦安市美術協会

5. 日程

内 容	日 時
作 品 搬 入	10月16日（金） 午前10時～午後8時 10月17日（土） 午前10時～午後5時
審 査	10月19日（月）～10月20日（火） 午前10時～午後4時 ※4賞確認 20日（火）午後4時～
作品展示（会期）	11月1日（日）～11月8日（日） ※4日（水）は休館日 午前10時～午後7時 ※最終日は正午まで
表 彰 式	11月8日（日） 午前10時～11時
作 品 講 評 会	11月8日（日） 午前11時～正午
作 品 搬 出	11月8日（日） 正午～午後3時 ※時間指定

6. 会 場 浦安市民プラザWave101
大ホール、市民ギャラリー（表彰式は小ホール）

7. 応募資格 （1）16歳以上の市内在住者又は在勤者・在学者
※市内のサークル及び美術教室等を含む。
（2）本市出身者

8. 出品種目 書道、日本画、洋画、工芸/彫塑

9. 出品点数 一人1点

10. 授 賞 入選作品の中から、優れた作品に次の各賞を贈る。
市長賞、議長賞、教育委員会賞、美術協会賞、奨励賞、佳作、浦安賞（新設）
※但し、該当がある場合に限る。

第5．報告事項

10．浦安アートプロジェクト「浦安藝大」笑顔がなる木ワークショップ開催報告 生涯学習課

1．趣 旨

令和8年度市民まつりにて、浦安アートプロジェクト「浦安藝大」の認知度向上、事業への関心喚起を狙いとして、ワークショップを実施するものです。

2．主 催：浦安市・東京藝術大学

3．日 時：令和8年4月25日（土）及び26日（日） 午前10時～午後4時

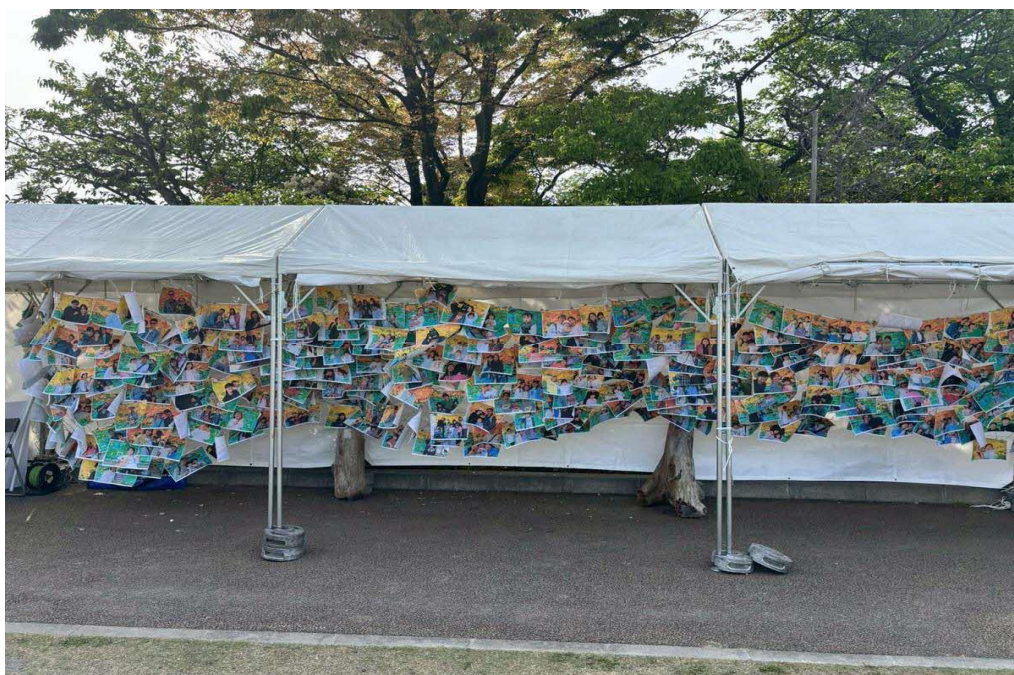
4．会 場：市民まつり会場内

5．内 容：市内で発生した倒木を廃棄物ではなく、「市民の記憶や時間を内包した木」として捉え、市民一人ひとりの「笑顔」を種に見立て、その種を集めることで、倒木にもう一度花を咲かせるワークショップを実施しました。

6．参加者数：926人（25日419人、26日507人）

7．事業の成果：

子どもから高齢者まで幅広い市民に参加いただきました。特に市民まつりに遊びに来た親子連れが多くみられました。浦安藝大の取り組みを知らない市民への周知に加え、5月9日に実施した「わたしの体のタイルパレットワークショップ」についても併せて周知することが出来ました。



第5．報告事項

11. 浦安アートプロジェクト「浦安藝大」わたしの体のタイルパレット開催報告 生涯学習課

1. 趣 旨

本企画の目的は、将来的ながん検診受診率の向上につながるよう、参加者が日常生活の中で自分の体や、健康について繰り返し思い出すきっかけづくりを目的に実施します。

2. 主 催：浦安市・東京藝術大学

3. 日 時：5月9日（土）

午前の部 午前10時～11時30分

午後の部 午後1時30分～3時

4. 場 所：市民プラザ

5. 対 象：未就学児～中学3年生まで（未就学児は保護者の同伴が必要）

6. 内 容：参加者が日常の中で自分の体や健康について繰り返し思い出すきっかけとなる、自分の体の色をテーマにしたモザイクコースターを作成しました。

7. 参加者数：参加者数：84人（午前の部46人、午後の部38人）

8. 事業の成果：

未就学児も参加可能なワークショップであり、参加者がアーティストとの会話の中で、自分の体を「色」として捉える新たな視点を持つことで、自分の体を見直すきっかけとなり、健康への意識を高めることが出来ました。

第5．報告事項

12．浦安アートプロジェクト「浦安藝大」空想きんぎょワークショップ開催案内 生涯学習課

1．趣 旨

本企画の目的は、河川・海岸への関心と愛着の醸成を図るため、海辺や河川空間を観察しながら歩くことで、普段見過ごしている風景や自然に目を向け、水辺を身近に感じるきっかけづくりを目的に実施します。

2．主 催：浦安市・東京藝術大学

3．日 時：1回目 7月19日（日） 午前10時～正午 2回目 8月30日（日） 午前10時～正午

4．場 所：1回目 三番瀬環境観察館 2回目 青少年交流活動センター（うら・らめーる）

5．対 象：未就学児～中学3年生とその保護者

6．定 員：先着20名

7．内 容：

1回目のワークショップは、空想のきんぎょの痕跡（護岸の模様や貝殻など）を採集し、参加者が集めた痕跡について観察し、自由に想像を膨らませます。

2回目のワークショップは、1回目で想像したきんぎょを布のはぎれや、紙素材を用いて制作します。

第5. 報告事項

13. 令和7年度企画展「浦安の大衆芸能」開催報告

郷土博物館

1 開催概要

浦安は、芸事好きな町であり、人々の耳が肥えていた。漁師の中には、特にシケで漁に出られない日は、寄席に足を運んで大衆芸能を楽しんだり、集まっては三味線や尺八、お洒落などに精を出したりしていたという。その状況を知るために、令和6年度、「浦安の大衆芸能」について調査を行い、新たな知見を得ることができた。

そこで、浦安の人々が楽しんだ大衆芸能をわかりやすく市民に伝えるとともに、残された資料を紹介や当時を知る人々の話などを紹介することで、庶民に親しまれた大衆芸能を身近に感じていただくことを目的に、展示会を開催した。

- 2 開催期間 令和8年3月21日（土）から3月31日（火）まで
※展示は5月17日（日）まで延長した（45日間）

- 3 開催場所 浦安市郷土博物館 2階 企画展示室

- 4 入場者数 6,909人（3月31日までの入場者数：1,332人）

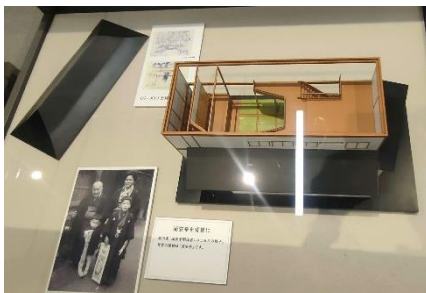
5 展示内容

（1）はじめに ～大衆芸能とは～

導入として、大衆芸能の種類や、千葉県で一番初めに認可を受けた寄席である「浦安亭」について、また無認可ではあったが浦安亭ができる前から存在していた寄席の「堀川亭」についての紹介をした。

（2）浦安の人々を魅了した大衆芸能の場

かつてフラワー通りに存在し、浦安の大衆芸能の中心地であった寄席「浦安亭」について、聞き取りをもとに新たに模型を製作し、浦安亭の関係者が残した資料等とともに展示した。また、浦安亭に実際に出演していた浪曲師・東家浦太郎（あずまや うらたろう）氏、浜乃一舟（はまの いっしゅう）氏、講談師・田辺一鶴（たなべ いっかく）氏の関連資料について、弟子の東家一太郎（あずまや いちたろう）氏、田辺鶴遊（たなべ かくゆう）氏から借用し展示した。



浦安亭模型



東家浦太郎氏関連資料



田辺一鶴氏関連資料

(3) 大衆芸能、娯楽への思い ～浦安亭がもたらしたもの～
市民による思い出話や、街の人々により結成された楽団、浦安囃子保存会についてなど、浦安の人々と大衆芸能の関わりについて紹介した。

(4) 受け継がれる大衆芸能・大衆娯楽

映画やボウリングなど、浦安の人々が楽しんだ大衆娯楽、浦安三社例大祭などについて紹介した他、今に引き継がれる芸能への思いとして、現在も多くの市民が活用している浦安市文化会館・Wave 101などを紹介した。

6 関連事業

- (1) 事業名 「浦安市郷土博物館・うらやす財団共催事業 しんうら寄席特別編 ～浦安の人々を魅了した大衆芸能～」
- (2) 開催目的 かつて浦安の人々が楽しんだ、伝統的な芸能である浪曲や講談等の大衆芸能を身近に感じていただくことを目的に、寄席を行う。
- (3) 開催日時 3月28日(土) 午後2時から3時30分まで
- (4) 開催場所 浦安市民プラザWave 101 多目的ホール(大)
- (5) 出演者 浪曲師 東家一太郎(あずまや いちたろう)
曲師 東家美(あずまや みつ)
講談師 田辺鶴遊(たなべ かくゆう)
- (6) 定員 200名(市内在住・在勤・在学者のみ)
- (7) 参加者 132名
- (8) 内容

第1部では、実際に浦安亭に出演していた浪曲師・東家浦太郎氏の弟子である東家一太郎氏と、浦安で育ち、浦安亭にも出演していた講談師の田辺一鶴氏の弟子・田辺鶴遊氏による浪曲・講談を行った。浪曲は、東家浦太郎氏が得意とした「野狐三次」、講談は、田辺一鶴氏について語った「田辺いっかく物語」が披露された。

第2部では、両氏によるトークショーを行い、師匠から聞いている「浦安亭」や観客の印象、講談・浪曲を通じて伝えたいことなどをテーマにトークが行われた。



講談



浪曲



トークショー

7 成果と課題

〈成果〉

- ・アンケート回答者のうち、81%が内容について「大変よい・よい」との回答だった。
- ・自由記述欄には、「知らなかった浦安の歴史や文化が知れて興味深かった」「浦安亭の存在を初めて知り、地元市民への娯楽の一大センターとして大いに役立ったと思う」「一般展示で浦安の発展の歴史をみたが、その裏で漁に出られない漁師によって芸が発展していた、というのを流れで知ることができ歴史の理解が深まり楽しめた」など、初めて浦安の歴史や浦安の大衆芸能に触れた方の声もあれば、「昭和21年生まれの私にはよく聞いた名前の方や物などがあり懐かしく見た」「現在でも、たまに演者さんのインタビューやマクラなどで浦安亭が話題になることがあり（お客さんの厳しさについて）、「音に聞く」存在であったが、今回の展示で浦安亭の歴史や規模がわかり、とても興味深かった」など、芸事好きな浦安を知っている方の声も多くあった。
- ・令和6年度企画展「浦安の漁撈―刺網漁―」（開館日数：53日間 延べ入場者数：5,807人）と比較して入場者数が1,000人以上増加した。「今まで取り上げられることのなかった題材を知ることができて、とても興味深かった」「芸能展はなかなか見ないのでぜひ継続してほしい」という声もあり、「芸能」という、親しみやすく、一方で博物館の展示としては比較的珍しいテーマであったことが、入場者数増加につながったのではないかと。
- ・これまで資料が少なく展示等があまり行えていなかった浦安の大衆芸能について、改めて市民や関係者から聞き取りを行うなどして多くの資料を集めることができた。

〈課題〉

- ・今回の展示に際し集めた浦安の大衆芸能関連の資料や聞き取りした内容についてまとめていく必要がある。
- ・博物館の入館者数に対する企画展入場者数の割合について、令和6年度企画展「浦安の漁撈―刺網漁―」では20%、本企画展では25%と伸び悩んでいる。多くの来館者に企画展示室に入場してもらえるような工夫をし、企画展入場者数の割合30%を目指していきたい。

第5. 報告事項

14. 令和8年度夏休み企画展「もっと知りたいふるさと浦安」開催案内

郷土博物館

1 開催目的

- (1) 市内小中学校の夏季休業期間にふるさと浦安に関する展示や各種の催しを館内外で実施し、児童生徒の郷土に関する理解を深めさせ、郷土愛を育む。
- (2) 昨年度のふるさと浦安作品展入選作品の展示や活用推進委員会と協働して実施する催しを通じ、児童生徒のふるさと浦安研究の支援を行う。

2 開催期間 7月18日（土）～8月30日（日）

3 開催事業

(1) 企画展示室内外の展示

- ①概要 児童生徒が「ふるさと浦安」に関する自由研究に取り組む際の参考となるように、館内2階企画展示室や廊下・階段の壁面を用いて「浦安の昔・今・未来」に関するスポット展示を行う。

②スポット展示の内容

- ・令和7年度ふるさと浦安作品展入賞作品（市長賞・教育長賞・奨励賞）
- ・浦安の歴史・文化・産業・自然に関するパネル
- ・配架資料（書籍、DVD等）の自由閲覧

(2) ふるさと浦安相談会

- ①概要 (1)の開催期間中、来館者の希望に応じてふるさと浦安研究のテーマ決めや調査の進め方について、館職員や活用推進委員がワークシート等を用いて助言・指導する。

- ②備考 活用推進委員に関しては、従事希望日時を調査し、出張依頼文を学校長宛に発出する。

(3) 学芸員講座

学芸員がふるさと浦安をテーマにした体験・工作教室を地域団体の協力を得ながら、市内在住在学の児童生徒を対象に参加費無料で開催する。

事業名	内容	日時	協力
浦安マリーナを見学しよう	浦安マリーナの施設見学とその役割や歴史の解説	7月23日（木） 9：00～11：30	浦安マリーナ
佃煮づくり体験教室	佃煮屋の店舗・工場見学と海苔の佃煮づくり体験	7月31日（金） 8：45～12：00	株式会社西金
浦安の貝を見分けよう	三番瀬に関する解説と標本観察	7月25日（土） 10：00～12：00	浦安水辺の会

事業名	内容	日時	協力
鉄を使った工作教室	鉄加工に関する解説と S 字フック・スプーン制作	7 月 28 日（火） 10：00～11：30 13：30～15：00	浦安鐵鋼団地協同組合・浦安鐵鋼団地協同組合青年部 U-ing
鉄鋼団地を探る	浦安鐵鋼団地に関する解説と工場見学	7 月 29 日（水） 9：30～12：00	浦安鐵鋼団地協同組合・東洋鋼鐵株式会社
木を使った工作教室	干潟（三番瀬）に関する解説とあさりマグネット制作	7 月 30 日（木） 10：00～11：30 13：30～15：00	
海苔す編み体験教室	海苔産業に関する解説と海苔すの制作	8 月 4 日（火） 10：00～12：00	

（４）地域団体・ボランティアとのイベント

地域団体やボランティアとの共催事業として、夏休み期間に自由研究の参考となるイベントを開催する。

事業名	内容	日時	協力
貝がらに絵をかこう	好きな貝がらを選び、絵付け制作	7 月 26 日（日） 13：30～15：30	NPO 法人文化交流サポート浦安
親子船造り体験教室	ベカブネの模型造りを通して、和船の構造等について学ぶ	8 月 1 日（土） 2 日（日） 10：00～16：00	もやいの会
勾玉づくり教室	砥石で石を削って勾玉を作り、土器石器時代について学ぶ	8 月 5 日（水） 6 日（木） 10：00～11：30 13：30～15：00	千葉県文化財課